

第五十五回
国会

参議院農林水産委員会會議録第二十五号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)
午前十一時十一分開会

委員の異動

七月十二日

辞任

中上川アキ君
北條 簡八君

補欠選任

高橋雄之助君
山田 徹一君

七月十三日

辞任

山田 徹一君

補欠選任

北條 簡八君

出席者は左のとおり。

委員長

野知 浩之君

理事

任田 新治君

委員

川村 清一君

中村 波男君

青田源太郎君

岡村文四郎君

櫻井 志郎君

田村 賢作君

高橋雄之助君

温水 三郎君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

八木 一郎君

和田 鶴一君

村田 秀三君

矢山 有作君

北條 簡八君

国務大臣

農林大臣

倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官

久保 勘一君

農林省畜産局長

岡田 覚夫君

水産庁長官

久宗 高君

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

説明員

水産庁漁政部長

池田 俊也君

水産庁漁政部協同組合課長

関根 秋男君

本日の會議に付した案件

○漁業協同組合併助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁業協同組合併助成法案及び漁業災害補償法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○川村清一君 質問の前に、資料の提出方についてお願いをいたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案の審議資料として、「漁業災害補償制度と農業災害補償制度との対比に関する資料の御提出をお願いします。

○政府委員(久宗高君) 先般御要求がございました調製いたしましたので、直ちに配付いたします。

○委員長(野知浩之君) それでは、政府側から直ちに御配付願います。

○川村清一君 漁業災害補償法の改正案について

御質問申し上げますが、まず、最初に、昭和三十九年本法が制定せられたときにあたりまして、本委員会の附帯決議としてなされた国の保険事業をおそらく一両年中に実施すべきことの決議が今回実現されようとしていることにつきまして、今日までの農林当局の御努力に対し敬意を表するものであります。しかしながら、今回提案されました本法案をいかに検討いたしますと、なおいまだ足らざるものが多くあります。必ずしも全国の漁民、特に中小漁民の要望にこたえているものとは言い得ないと思っております。むしろ、幾多の不満をかかえていることを率直に申し上げなければなりません。そこで、私は、ようやく漁業災害補償法の骨組みができて、何とか整った状態のもとに新しく出発せんとする本法の発足にあたりまして、漁民の総意、要望を代表して、今後さらによりよい法律として発展させたいという願望をもって、若干の質問をいたしたいと思います。

まず、最初にお尋ねいたしますことは、先日の委員会においても質問に立たれました三人の委員全部から質疑のありました、現在連合会がかかえている赤字の問題であります。この問題につきましては、御承知のように、本法制定の際の本院附帯決議の中にも、政府が保険事業を実施するまでの間において赤字が生じたときは、政府の財源でこれを処理することと明確に規定しているのがあります。政府が、この決議の実施について各項目にわたって実現に努力されましたことは、結果的に認めることにやぶさかではございません。しかし、この項目についてだけは至って冷淡な態度であります。国会決議を軽視しているものと言われても仕方がないのではないかと、かようにさえ私は考えるものであります。

先日の委員会における質問に対しまして、いろいろ御答弁がございましたが、その御答弁をお聞きしても、私は納得がいけないのであります。長官がいろいろ御答弁されましたことを要約いたしますと、この赤字の処理の問題につきましては、第一には、現段階で処理することは理論的にも問題がある、こう言われておるのであります。第二番目には、本制度の運営の推移の中で問題を検討したい、かように言われているのであります。理論的にはその点が理解ができませんのであります。理論的に問題のあるということは、一体どのような問題があるのか。本制度の運営の推移の中で検討するということとは、具体的にいえばどういうことなのか。長期的な運営の中で自力で赤字が処理できるような保険設計になっているのかどうか、こういう点をもっと具体的にわかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(久宗高君) この赤字問題につきましては、いろいろな角度から御説明をしたわけでございまして、ただいま御指摘のございましたように、私が理論的にも現段階で決定的なことは申し上げかねるということで、御審議の中で申し上げております基本的な考え方を申し上げますと、御承知のとおり、共済保険事業は、一般に過去の損害発生の実績等に基づきまして、それぞれの時点で、ただいま申し上げましたこの時点におきまして長期的に均衡するたてまえに立って一応設計されておるわけでございます。したがって、現在までのところ、制度を発足いたしました当初の時期に相当の赤字が出ていたわけでございますけれども、ごく形式的に理論的に申し上げれば、それは見通される長期の展望の中で赤字の部分が先に出たということでもあらうかと思っております。したがって、一応この段階で考えますれば、かりに政府の保険事業をそれに加えない場合におきましても、やかましく言えば、長期展望の最終期まで行ってみなければ、現在持っています赤字が最終的に赤字で残るのかどうかということには疑問が

ある、こういったてまえになると思うのでござい
ます。

しかし、実際問題といたしましては、御承知のと
おり、本制度が発足いたしますについては相当の
試験実施の期間がございまして、それによりまし
て一応実施に踏み切りましたけれども、何と申し
ましても、最初に本制度を実施したわけでござい
ますので、当初の料率の考え方がほんとうに正し
いかどうか、これはやはり実際やってみまして試
行錯誤の中で直していかざるを得ないことで、か
ような意味におきまして、私どもも当初の料率が
完ぺきであつたかどうかという当然反省が必要
と考えますし、また、御承知のとおり、現在にか
えております赤字につきましては、四十年年度のノ
リの超異常的な災害がございましたので、さよう
なものまで含めて、はたして過去の実績の中でそ
のような非常な大災害がほんとうに組み入れられ
るような設計になっておつたかどうか、この点も
吟味を要する問題であらうと思うわけでござい
ます。

さような観点から申し上げますと、理論的にと
り上げましたのは、少なくともこの三年の実績
が出てきておりますけれども、これが将来この制
度の中で最終的に現在のような責任の区分なり負
担の区分によりまして処理できるのかどうかとい
うことを、要因を分析する必要があると思うので
ございまして、つまり、この赤字がどういふ制度
のもとで、どういふ段階で、なぜ出たか、これを計
数的に処理をいたしまして、今度は保険制度も加
えていただくとしていられるわけでございまして、
これもやはり試行錯誤の一つの過程でございまし
て、料率改定と同時に保険制度まで加えてしま
うの制度を運用していくにあつて、今後の保険制
度も含めました制度の中でこの赤字がどのように
解消されるか、これはやはり長期的に見ざるを得
ない、こう思うのでございまして、したがいまし
て、この段階で直ちに現在まで出ました赤字を処
理してしまうということはやはりおかしいように
思われるわけでございまして、やはり長期的な展

望を實際実施いたしまして、その中で現在にかえ
ておりました制度のもとに生じた赤字が今後
の制度の中でも解消できる部分とできない部分が
あるいは出てくると思ひます。その仕分けをいた
しますのにも少し吟味が要るのではないかと
いうことを申し上げたわけでございまして、

それから運営の推移の中で申し上げましたの
は、御質問の中にも御指摘がございましたよう
に、新しい制度においてやうと保険制度が加わ
つた、その前には政府の保険がなかったではない
か、こういったやうな問題もあるわけでございま
すので、今後運営をいたしました場合に、連合会
段階の赤字につきましては、ある組合では黒が出
てくる、ある組合ではさらに赤が出てくるといつた
やうな問題が生じてくると思ひます。また、同時
に、御承知のように、金額につきましても、この
制度は、御要望によりまして価格の変化に伴いま
してウェットを置きまして、価格が逐次変わつて
いくわけでございまして、かりに前に出ました
赤字と今度出ます赤字ないしは黒字というものに
は若干性質上の違いがあるわけでございまして、つ
まり共済金額のウェットが違つておりますので、
過去にたとへば赤字が出た場合におきまして
も、あるいは過去に黒字がございましたも、今後
の年度におきまして赤字が出た場合には、保
険設計上は前の黒字でそれがつおせるはずのもの
が、金額的にはもつと被害は少ないにかかわら
ず、金額で大きな赤字が出るといったやうな問題
もございまして、さやうな問題も含めまして、
全体としての共済保険の運営ができるかどうか、
こういうことが最終的に問題になる、こういう意
味でございまして、

したがいまして、私どもが申し上げております
のは、要約いたしますと、現在出ております赤字
は、まだ制度の発足の長期展望のうちの前期段階
で出たものでございまして、それをこの段階で全
部解消してしまうということは理論的におかし
かろう。そこで、新しい制度におきまして保険制度
も加えて料率も改定いたしまして、試行錯誤の過

程を経て新しい制度を生み出すにつきては、新
制度の中で連合会が当然負つていさるべきものを
その赤字の中から分析してみる必要がある。それ
にはいろいろの要因がございまして、これを実
施しながらその要因を分析いたしまして、最終的
にこれが新制度のもとにおきます連合会の経理の
中でまかなえなければついでございまして、保険
運営上も、まかなえない場合におきまして、保険
それが非常に支障になるといふこともございま
すので、その段階におきましては、過去の赤字のう
ちのこの部分は新制度のもとにおきます保険設計
の中で共済団体が負えるはずのものとならないも
のが出てまいりますれば、それを仕分けするとい
う作業が必要でございまして、その作業をいたしま
すのは、現段階ではできないわけでございまして、も
う少し先に参りませんとその分析ができません
ので、その時期までお待ちいただかざるを得ない、
こういうことでございまして、

しかし、その間におきましての共済金の支払い
にこと欠いてはいけませんので、その間は基金で
その支払いに支障のないやうな運営をいたすわけ
でございまして、これはあくまでも基金の共済金
の支払いの便のためでございまして、保険設計
上、赤がどうなる、黒がどうなるという問題では
ございせん。その間におきまして、金利問題も
含めまして、もう少し先まで行きました段階で過
去の赤字の要因が分析でき、しかも、新しい制
度の中からそのどの部分を新しい制度の中に組み
入れたらいいかどうかという判断ができるまで時
期を見ていかざるを得ない、こういうことでござ
います。したがいまして、何らかの措置を政府が
しないといふ申し上げていられるわけではござい
ません。いまだどういふやうに具体的にすること
とは申し上げかねますので、さやうな御答弁をい
たしているわけでございまして、

○川村清一君 どうも十分理解できないのであり
ますが、私の意見から申し上げますと、過去の実
績を十分に分析検討してみますと、現在、五億一
千万ですか、これだけの赤字がある。この赤字が

何でできたものかということをも十分検討してみ
るということ、これはもちろん大事なところだ
と思ひます。これに反対する理由は何もござ
いせん。しかし、現在五億一千万の赤字がある
ということは、これは事実の問題でござい
ます。そして、この赤字を背負つたまま新しい制度に
発足しようとしていることも現実の問題でありま
す。そこで、過去三カ年やってみましたが同
じ形のまま移っていくのであれば、なぜ赤字が出
たかということを検討し、さらにこの赤字をどう
して埋めることができるか、こういう試行錯誤の
経過を経ていろいろ改正していくということ、こ
れはわかるのであります。ところが、いま全く新
しい制度になりまして、文字どおり漁業災害補償
法という法律にふさわしい態様がすでになつて
います。骨組みができたわけですね。そして、新し
い第一歩を踏み出すとしていられるときなんです。
したがって、中身も相当変わつてきているわけ
ですね。たとへば、保険の限度額につきましても、
あるいは掛け金の料率にいたしましても、変わ
つたわけでありまして、そういうものが新しい料率
制度ができるという。何を根拠にして限度額なり
料率を新しいものにしたら、これはあつたから聞
いてまいりますけれども、それはやはり過去の実績
から出てきたものではないかと思ひますのであり
ます。そうすると、新しい制度を組み立てるとき
に、過去の七カ年の試験委託時代、さらに共済制
度として発足した三年の経過の期間、この期間の
いわゆる実績を検討されていられるものが組み立
てられているというのが理論的に正しいのじやな
いか、当然そうなされていられるものではないかと思
ひます。

そこで、これから赤字が出ていった場合におい
ては、いま長官の言われたやうなことは正しい
と思ひます。しかし、現在ある五億一千万の赤字とい
うものは、過去のやうな仕組の中での出来た
ものなんです。そして、いま新しい制度が発足す
るわけですね。そのときには、いままでの赤字とい
うものを整理して、負つておる傷といふものを

を

取って、無傷の形において出発させるのが当然の処置でなければならぬ、私はかように考えるんです。なぜこういう赤字が出たのか、これを検討し、そうしてさらに長期の運営の推移の中で是正していく、試行錯誤の経過を経ていろいろと改めていく、その段階を受けて、自力で解消できないものについては何らかの処置をしたいと、結論的にそうお考えですが、私はそうではなくして、現在新しく出発するこの段階において過去のものを一切整理して、無傷の姿において発足させるべきではないか、これが理論的にも正しいんではないか、こう思うわけであります。

それから、長官は、五億一千万円の赤字があるけれども、これは連合会の運営には支障がないと、こういうことを言われておるわけです。もし支払いなどに差しつかえがあれば、もちろん基本からは借り入れ金もできますから、そういう点においてははいかもしません。しかしながら、五億に及ぶ借金をしよって、そうして支障がないとは、これは常識的に考えられないことであります。それは、金回りやなんかは運転できるでしょう。資料を検討してみますという、これだけの赤字をかかえておる連合会が、基金からの借り入れ金を予想外に少ないのであります。基金からの借り入れ金が少ないということは、要すれば、掛け金を運転している、回しているんです。自転車操業をやっているわけです。ですから、何とかこれを運営してきているわけです。しかしながら、膨大な掛け金の中から赤字の分の金利を払っているというところは、これは間違いないことでしょう。これが連合会の経営に支障がないなんというところは、どうして言えますか。借金をかかえていて、支障がない、そんな会社なんかないでしょう。常識的に考えてみたら、多くの借金をかかえて、運営に支障がないということは、私はどうも理解ができない。この点をもう一度御答弁願いたい。

○政府委員(久宗高君) 御指摘の二点は、私どもおっしゃっている意味も内容もよくわかるつもり

でございます。また、私どももいたしまして、その点をこの切りかえにあたりまして一番吟味いたしたわけでございますが、御承知と思ひますが、同様の問題が農業の災害補償制度についてもございまして、この場合におきましては、私のほうの制度と違ひますのは、末端が当然加入という形になっておりますので、制度を改正いたしまして、政府なり連合会なり単位組合の責任の分担関係を変えまして場合におきましても、ある意味では、理論的には、制度を変えまして場合によつてあるのかというところは、いわば若干計算はできるわけでございます。その場合におきましても、なおかつ、実際問題としていたしたのが、制度を改正いたしまして、その際に持っております赤字の内容をその後の運営と関連いたしまして分析いたしまして、たしかあの当時は二十億程度の赤字であつたと思ひますけれども、同時に、一部の組合には黒字がございまして、赤字の分だけとりますと二十億程度でございまして、この処理に非常に時間がかかりましたので、ただいま御指摘のございましたような基金から借りました金利部分がやはり相当大きな金額になっておつたわけでございます。そこで、切りかえをいたしまして若干の期間を経ましてからこの赤字の処理をいたしませんと、基金の運営そのものにも問題がございまして、先ほど御指摘のございましたような金は借りて支払いに欠かぬといたしまして、やはり赤字組合と黒字組合の運営の間に非常なへんばが出るというふうなことから、保険制度全体の運営の上に支障があるということでは何らかの措置が必要になるということでございます。そこで、ネットの赤字の部分につきまして、新制度になりました状況と見合ひしまして、どのぐらいの期間がかかれば、連合会自身の努力によつて、つまり新制度の保険設計の中で解消し得るものはどのぐらいの金額であるというものを経験的に割り出しまして、その部分だけを新しい制度の赤字に残しまして、つまり経営の中に残しまして、あとの部分はたな上げにする。たし

か金利部分も含めましてそれをたな上げにするという措置をとつたわけでございます。

そこで、私どもはさうな経験がございまして、今回の場合におきましても御指摘のように制度といたしましては保険制度が新たに加わつたわけでございますし、その前の段階におきましては保険制度がございまして、さうな計算ができませんのかどうかということもさういふ吟味したのでございまして、何ぶんにも私どもの制度といたしましては当然加入という形をとっておりませんので、現在までのところそれが非常に支障となつておりますと同時に、今後の制度におきまして加入を促進してまいりますにつきましても、全体の設計がどういう形になるのかということとをあらかじめ数年度にわたつて吟味いたすということが、実はテクニカルにできないわけでございます。さうな意味におきまして、考え方といたしましては、衆議院の附帯決議に對してお答えをいたしましたように、この段階では切り離した処置ができないけれども、今後の運営を見まして、このような赤字が今後の赤、黒の出方によつて保険全体の運営に支障があるというふうなことにならぬように、何らかの措置をするのだということにつきまして、政府としてもさういふ考え方を持っておりますということを申し上げたわけであります。

そこで、御理解いただきたいと思ひますのは、何と申しましても、赤字の要因を分析いたしまして、それを計数的に今後の新しい設計の中で新しい意味の連合会つまり新しい責任分野を持ちました連合会の経理の中でどれだけが持てるものか、どれだけが持てないものかということを分析する必要がありますわけでございます。その仕分けができませんと同時に、それについての処置を、たとえばたな上げにするとか、いろいろこれは方法があると思ひますが、さういふ措置をその内容に従つて考えたい。その考え方といたしましては、過去の制度と異なるものによつて、持ちました赤字のうちでどの部分を持てば新しい保険設計

の制度の中で処理できるかどうかという、計数的な割り出しは実は計数的にする必要がある。その場合に、御承知のとおり、年々共済金額も変わつてまいりますし、また、制度改正によりまして限度率も変わつてまいりておりますので、実は異質なものをつなぐことになるわけでございますが、保険といたしましては、大きな目で見ますれば、今度の保険を加えたということ、料率改定をいたしましたのも、あるいは保険の限度額を変えたものも、やはりこれは試行錯誤の一つの過程でございます。純粋にこの段階でこれまでまいりました赤字の内容をどの部分を切り離すかという計算ができないという一点に尽きるわけでございます。

同時に、これは、逆に申し上げますと、黒字が出た場合にも同様でございます。黒字があるからそのままですと打ち切つていかうかという問題は別問題でございまして、たまたま四十年程度が大量作であつて非常な黒が出た、これなら安心だというかつこうでは実は進めないうわけでございます。むしろ、前期に黒が出たということは、国の長期の見通しの後半においては赤が予想されるというところでもあるかと思ひます。さういふ意味におきまして、私どもの方策として、テクニカルにもしこれができれば、おっしゃるやうにこの段階で制度の質もちよつと変わったわけでございまして、その部分を切り離した何らかの措置ができれば一番すっきりするわけでございますけれども、これは保険の経理のたてまえと運用から見まして、実はテクニカルにできませんので、非常に煮え切らない御返事になるわけでございます。

ただ、私どもが申し上げたいと思ひますのは、この赤字をそのまま新制度に持ち込んでまいりますに、これによつて連合会の経理も含めまして保険全体が支障のあるやうなことにほしな。また、政府といたしまして、今度この事業に直接当事者として参加いたしますので、政府のほうの経理がよくても、連合会の赤字

が大きくて、全体としての保険運用上支障があるというようなことは、これは当事者としても許せないわけでございますので、当事者の一人としても重大な関心がございまして、また、この制度を打ち出します政府の責任といたしまして、決してほうっておけるものではないわけでございますし、もしテクニカルにできる方法があれば、一番この段階ですっきりしたいわけでございますが、さようなことでテクニカルにできませんので、もう少し長期な運用の中でその問題を見させていただきまして、かつ、要因分析をして、計数的にも、これは政府で何らかの措置で見るべきだ、これは連合会の経理の中にそのまま残している、あるいは利率その他もけっこうまかなえる性質のもので、こういう仕分けのできる適当な時期まで検討を続けさせていただきたいと思うわけでございます。

過去におきます農災の例、あるいは木船保険の場合もそういうような例がございましたので、大政府府としてもこの種の問題のやり方はきまつております。ただ、私どももいたしましては、農災の経験から見ても、あまりこれを長引かせました場合には、事実上いろいろな支障がございまして、なるべく早い機会に計数的なはじき出しによって仕分けができるような努力をせひいたしたいと考えておるわけでございます。

○川村清一君 長官の答弁は非常に懇切丁寧過ぎまして、かえって、頭があまりよくないものから、初めのうちはわかつたのですが、長い間聞いているうちにこんがらかってしまつてわからなくなつてしまつたので、ひとつ簡明に直載に御答弁願いたいと思うのです。

何とかしなければならぬ、将来はするんだと、そのお気持ちには私も理解できました。しかし、理解できない点は、新しい保険設計をするにあつて、何だか自信がない、どうなるのだかわからない。確かにこれは試行錯誤の過程を通じていくものですが、そのまますばりと一定不変の形でいくとは思いませんけれども、しかし、どう

なるかわからないというようなそういう保険というものは私はないと思う。でありますから、七年間の試験委託の期間を経て、三年間のいわゆる組合、連合会の共済の期間を経て、十年の経過を経て今日新しい制度が発足しようとしているのですから、したがって、相当実績があるわけですから、その実績を検討しまして、分析されまして、そしてまた、この制度をつくるにつきましては、それぞれ専門家、学者の方々のいろいろな貴重な経験、いわゆる科学を取り入れまして、そして科学的に合理的に組み立てられたものと私は思うのであります。したがって、ある程度そういう問題は解決されるというめどを持った設計でなければ保険とは言えない。私は、民間の生命保険のようになそういう保険会社の保険設計ならば、これは現在五億の借金があつても、五億の借金というものは将来においては、将来といつても遠い将来までからなくては、それは補てんでできると思ふのであります。しかし、漁民の組合、連合会、さらに政府の保険でございますから、利潤を追求する、そういう保険ではございせんので、したがって、現在あるところの五億の赤字というものをこの保険そのものの中から補てんするということは容易なことではないと私は常識的にまず考えるわけであります。

そこで、いろいろ長官が言われましたので、角度を変えて私はお尋ねしたいと思ふのであります。掛け金に対する掛け金をかけるのは加入者でございますが、この加入者がかける掛け金、これが共済組合連合会、それから政府手持ち分の関係は一体どういうことになっておるのか、これを御説明願いたいと思ふのであります。さらに、もう一点、組合、連合会と政府の共済保険の責任の部分、すなわち事故に対する責任の負担の關係はどのような率になつておるのか、これを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(久保高君) 最初にちょっとお断わりしておきたいのでございますが、先がどうなるかわからないというふうに申し上げて、誤解がある

かと思ふのでございますが、さようなことではございせん。一応、保険といたしましては、先を当てずっぽうに考えるということではできません。過去の実績ができたものをできるだけ多く将来に向かつてはね返していく、こういう仕組みで、かつ、それをその後出しました実績と調整しながら試行錯誤をしまして、長期均衡の過程におきましても、利率改定をいたしながらなるべく現実に近いかつこうに持っていくという努力をいたすわけであります。したがって、一応今度の制度に切りかえまして場合には、今日利用できます過去の実績をそのまま将来にはね返していく、そして全体の被害率のめどを立てて、しかも、過去の経験によりまして、この部分の中で団体に負わせるものはこの程度でなければ無理であるかという計算をいたしまして、そこで、今度は、その部分を保険で見ましようということにいたしておるわけでございます。したがって、設計といたしましては、いま申しましたようなことでやっておりますので、これ以外に方法がございせんので、やつてまいるわけでございます。

ただ、どうなるかわからぬと申しますのは、そのようなかつこうで対処いたしましたとしても、實際被害がそのような計算どおりに起つてくるかどうかというようなことにについては、これは予測ができませんのでございます。一応の制度としては、過去の実績をはね返して、将来もおそらくそういう形が出るであらうというもので、実績がございまして、よるべき数字としてはこれ以外にないという意味で使つてまいる。そこで、そのような赤字が、今度、そういう設計をやりましたので、現実にたとへば四十三年度におきましては非常な赤字が出たとか、あるいは非常に黒字が出たという具体的な数字が出てまいりまして、それをさらに調整してまいるという意味でございまして、全然先にめどなしに制度をつくつておるという意味ではございせん。なお、第二以下の問題につきましては、担当者のほうから御説明させます。

○説明員(池田俊也君) 四十二年度の加入の見込

みに基づきまして計算をした資料がございまして。掛け金のほうから申し上げますと、これは全体を一〇〇にいたしました場合のそれぞれの取り分でございますけれども、組合が八分、連合会が六分、政府が二分でございます。

それからそれに見合います責任でございますが、これは最高限度まで払いました場合の割合になるわけでございまして、組合が二分、連合会が五分、政府が三分でございます。それから、それから連合会が五分、政府が三分でございます。○川村清一君 そうしますと、掛け金のほうの手持ち分でございますが、八分、六分、二分、すなわち、これを四捨五入いたしますと、全体を一〇としてわかりやすく言うると、組合が一、連合会が六、政府が三、こういうふうになりますね。

そこで、お尋ねするわけですが、掛け金の十分の六の割合を手持ち金額として、責任分担の連合会五というの、これはどういうことでございますか。二と五と……これは掛け金に対して……どういふことですか。これは、全体の責任が二、五、九三というわけ方ではなくて、組合が一、連合会が六、政府が三とすれば、その掛け金に対して責任部分は幾らになるか、こういうことをひとつ説明していただきたい。

○説明員(池田俊也君) いま、割合で申し上げましたので、非常におわかりにくいと思ひますが、具体的に金額で申し上げます。これも、先ほどの四十二年度の加入見込に基づいた試算でございますけれども、金額で申し上げますと、組合の手持ちの掛け金が一億一千七百万、それから連合会が九億三千百万それから政府が四億五千五百万でございます。これに對しまして、最高限度の支払いをいたしました場合にどういふ共済の支払いになるかということでございまして、組合の場合は四億五千四百万、それから連合会の場合は十二億一千百万、政府の場合は二百四十七億三千七百万、こういうことになるわけでございまして、こういうことになりますのは、御承知のように、政府の保険事業が超過損害保険の方式をとっており

ますためでございます。具体的に連合会のほうから取り上げてみますと、連合会が手持ちになります掛け金が九億三千万でございますけれども、非常に大きな災害が起きた場合に十二億一千万の支払いをするということで、非常災害の場合には三億程度の赤字が出る。これが、災害の程度が低くて、まあかりに通常災害で七億程度であれば、二億程度の赤字が出るということでございます。

○政府委員(久家高君) 御質問が、赤字の処理との関連におきまして、新しい制度におきまして手持ちと責任の關係はどうかということに発展しておるわけでございますが、私の答弁が十分なために誤解があつてはいかないと思ひますので、要点だけ申し上げますが、繰り返しますと、先生のおっしゃる通りに、保険制度がなかった時期に赤字が出ていたので、新しい保険制度ができて、国が、今後の問題としてはいいとしても、連合会の手持ちは、逆に申しますと、責任が小さくなると同時に手持ちも少なくなるから、そのまゝの形では過去の赤字が負い切れなくなるのではないかと、こういう御趣旨の御質問であらうかと思ひます。まさにそういう問題があるわけであります。私どもが申し上げておりますのは、そういうような新しい仕組みにいたしましたのも、保険全体の安全性を見ましてそういう制度に組みかえまして、さらに、過去の経験から見まして、団体にはこれ以上のものは負わせ切れないのだという点で新しい保険事業を加えたわけでございます。要は、現在にかかえております旧制度下におきまして赤字のうちで、どの部分が新しい制度におきまして連合会の負担として経理の中に残してしかるべきや否やということを計数的にはよく必要があるわけでございます。そのような作業は、過去の他の制度においても行なわれなかつたし、私どもも当然これは行なわれなければならぬと思ひております。

その場合に一番問題になりますのは、一つは、発足当時の料率などの程度妥当なものであつたか

どうかという吟味で、これは実は年数間ではわからないわけでございます。極端に申し上げますと、いま赤字がございまして、かりに保険制度を加えなくてもこの長期計画の末端まで行きました場合にあるいは解消するかもしれない、こういうことも言えないことはないわけでございます。ただ、実感といしましてはどうもそうではないらしいということで制度の改正に踏み切つたわけでございまして、その意味で長期の見通しと吟味が要るわけでございます。したがひまして、私もいたしましては、この赤字の要因を分析いたします場合に、料率が妥当であつたかどうかという問題も含め、また、保険制度がなかつたままで行なつたらどうであつたかというようなことも含め、また、さらには、四十年程度の赤字につきましては、御承知のとおり、これが非常な天災融資法まで出ましたような大災害でございましたので、さようなものが当初の料率の中でその当時使ひました実績の中で見込まれたであらうかどうかであるうか、こういったような吟味も当然入つてまいると思ひわけでございまして、さような吟味も含めまして、また、同時に、料率の設計はよかつたけれども、加入の見込みが設計上の頭で考えましたことと実際が非常に食い違つておる。これも実は当然問題になる事項であらうかと思ひわけでございまして、さようなことで、現在あります何かの金額の中身をさような観点から幾つかに整理をいたしまして、最終的にはそのうちのどの部分が新制度の全体の仕組みの中で連合会が負つてしかるべきものかどの程度しかないかということに割り出した場合に、はじめてその残りを具体的にどう処理するかという具体的な措置ができるわけでございまして、それをやらなければならないと思ひております。

そこで、御指摘のように、制度の改正がございましたので、手持ちも変わつておりますし、さようなことも全部頭に置きまして、さようなことを全部集約いたしまして、どなたから見ても新制度下において旧赤字のこの部分が無理かどうかとい

うことが実証できる段階におきまして措置をとる。また、その間に生じた一連の問題につきましては、先ほど御指摘のございましたように、赤字を持つておれば共同運営も容易でないということももちろん御指摘のとおりでございますが、支払いそのものにつきましては基金で処理をいたしますことにいたしまして、そうして、そういう問題も含めまして、適当な段階におきまして、連合会、単位組合、政府保険、全体を通じて合理的な負担關係にし、かつ、そのような三つの組み合わせによりまして保険が円滑に運営できるような措置を当然とるわけでございまして、その間、若干の時間がテクニカルにどうしても必要でございまして、その間の御了承をぜひ得たいと思ひわけでございまして、

○川村清一君 長官のおっしゃることもだんだん

わかつてまいりました。そういうことに結論的にはなるだろうと思ひます。しかしながら、まだ若干の疑義がございまして、これを続けさせていたいただきますが、いまお尋ねしまして、漁政部長から御答弁していただきました数字を検討いたしてみますと、掛け金の十分の六の割合を連合会が手持ち金額にして持つわけですが、そうして連合会が今度は責任を分担する分は、これは金額で言うと九億三千万に対して十二億一千百万、約一・三倍、それがすなわち一三〇兆という数字になるのだらうと思ひますが、そこで、約一・三の責任を分担する連合会が、現在にかかえておる五億何がしの赤字を補てんする剰余金を生み出すことができるかどうか、ここが私はむしろ絶対できないとまあ考えざるを得ないわけですが、長官は、それは全部はできないかもしれないけれども、できる部分もあるんだと。そこで、自分では幾らできるか、できない部分については何とか処置してやらなければならぬし、できる部分については自力でもつてこれを補てんしてもらわなければならないと、こういうお考えだろうと思ひわけであります。もちろん、毎年毎年異常災害が発生したら、これはたいへんでございまして、

そんなことは考えられません。もちろん、年度によつては剰余金の出る年もあるでありましょう。出なければ、保険制度が成り立つてまいりませんから。しかし、一・三倍、一三〇兆の責任を分担するといふ責任を持つ連合会は、その剰余金は、当然、次の異常災害に備えて、いわゆる支払い超過の年度に備へまして準備金として積み立てておかねばならないものと私は考えるのであります。だとすれば、現在にかかえておる赤字に対してどうしてこの剰余金を補てんすることができましか。私はこれはできないと思ひます。もし赤字を補てんする財源をこれ以外に生み出す方法が何かあるならば、これをひとつお示しいただきたい。これ以外に財源があるならば、五億の現在持つておる赤字を補てんすることのできる財源が他にあるならば、ひとつ私に教えていただきたい。

○政府委員(久家高君) 二つの問題がございまして、たとえば生命保険のように事故の内容が全く保険的に処理できる形のものでまいります。場合と、このように自然災害を対象にいたしまして保険の仕組みを当てはめまして処理いたします場合と、私は根本的に違ふのだらうと思ひます。と申しますのは、何と申しまして、自然災害を相手にいたしまして、料率をはじきます事故の内容にいたしまして、一般の生命保険のように一般的なものではないわけでありまして、したがひまして、本来からいへば、保険に理論的にも完全に乗るものであれば、料率の設計さえよろしければ、当初相当大きな赤字が出てもびくつきません。とはいないのでありまして、それは将来何らかの時期に黒字が出て調整するべきものだといつてはたしかしてもいいんじゃないかと思ひております。ところが、そうじゃございまして、実際には自然災害によりまして年々の処置を最も合理的に財政なり漁民負担を含めて処理しようという仕組みでございまして、そのようにしたならばおいたのではいけませんで、料率改定を相当ひんぱんにやりますので、できるだけ長期展望の中で、偶然ではあつてもそれに近い形のものに、そ

れに対応できる形に形を直していくという試行錯誤を繰り返しているわけでございます。さような意味におきまして、今回も料率改定をいたしましたし、また、同時に、いままでの若干の経験ではございますが、どうもこの種の災害の出方から見ると、保険制度の裏づけをしなれば団体だけでは無理であろうということで、今度保険を組み入れたわけでございます。したがって、先生の申しやいますように、現在の仕組みが過去のデータによりまして、新しい負担区分によりまして、連合会で申せば一三〇までのところを処理できる体系に組みかえたわけでございます。

そこで、繰り返して申しますように、それで少しやってみる間に、過去に出ました赤字のうちのどの部分がほんとうにそれじゃ新しい設計の中の財源で、それから支払いの予想の中で処理できるかというものを計数的にはじき出すわけでございますが、過去の赤字の中には、ただ制度の上で保険がなかったからというだけの赤字ではない要素が含まれておるわけでございます。たとえば、加入が十分でなかった、個々の組合の運営の問題も入ってまいりましたし、また、赤字の出でおります業種におきまして保険の組み立て、たとえばここで申しますればノリといったような特定のものにつきましても、制度の組み立てがよろしかったかどうか、こういう問題も全部含んでまいりますと、単純な金額だけで、この部分は連合会が負えないものというものも単純にははじき出せないわけでございます。さような意味におきまして、財源的に、ごく理論的に申し上げれば、先生のおっしゃるように、新しい設計の中では、過去の一三〇をこえた部分はおそらく背負い切れまいというものはおそらく正論だろと思ひますが、今度は具体的に仕分けます場合には、必ずしもそれだけの問題では処理できませんので、共済金額の変化もございまして、加入状況の変化もございまして、そういうものも全部組み立て直しまして処理をいたすということを申し上げておるわけでございます。具体的に申し上げれば、そのような過程

でやっております場合に、連合会に依然として赤がどんどん累積されてくる、つまり今度の新しい一三〇の中の責任においても、たまたま災害が二、三年続きましたために膨大な赤字がそこにまた出てしまった、しかも、過去の赤字を背負っておる、こういったような問題がありました場合に、おそろくその責任の区分が必ずしも妥当でなかったのだらうということで直さなければならぬということになると思ひます。

したがって、単位組合、連合会、それから政府の保険が、たとえば政府が非常にもうかつてしまつて団体が赤字になるという場合におきましては、どうも政府の責任分担が非常に経過したんだ、もつと一三〇を下げなければいかぬという問題にもなりましようし、逆に、政府のほうに非常な赤字が出て、連合会がたちまち過去の赤字も含めて解消してしまつた、こういうことになりますれば、それはやはり一三〇の内容がおかしかったんだらうということでも直すという過程を経まして、全体としては新制度によつて単位組合にも連合会にも政府にも極端な赤字が集中しないような形で負担区分を直し、かつ、料率を直しながらやめていく。そういう過程におきまして、結果におきまして連合会としては負い切れなかつたものを何らかの意味で処置するという事態が生じるのだらう、こう思ふわけでございます。したがって、おっしゃる意味は確かに私もわかるわけでございます。それを今日ただいまの段階で計数的に調べて、この発足の段階で切り離すわけにまいらないということをお願いしておるわけでありま。

○川村清一君 どうも、わかりかけてきたら、また議論が前のほうに返つてしまつて、こんがらがつてしまつたんですがね。過去と現在と将来とごちゃごちゃになつてしまつて、現在五億何がしの借金がある、これは現実の問題としてあるわけでありま。これは借金ができた原因があるわけです。これは、原因は、過去の制度の中で出てきたんだ。特に昭和四十年のノリの異常災害が

大きな原因になつて出てきたわけですね。そうして、その借金があるわけですね。そこで、その借金はどうするかという問題なんです、問題は。これは簡単なんです。この借金を、私の議論は、まは本委員会では先般の委員の方々が質問されたことは、現在もしできないとするなら、可及的すみやかにこれを処理すべきである、そうして全く傷を負わない無傷の形で新しい制度に切りかえて新しく発足させるべきだと、こう申し上げておるわけですね。こういう考え方が昭和三十九年の衆議院の附帯決議であり、参議院の附帯決議でもあつたわけでありま。ですから、私どもの言うのは、この理由があつて借金ができたんだ、これはわかりま。この借金を、それではこの制度で発足して

おつてこれが返せまつかどうかということをお願いしておるのです。返せる自信がありますかどうかと。これを聞いておるのです。ですから、いまの制度では先ほど言うように、掛け金のうちの十分の六を連合会が持ち、そうしてその一・三倍の損害を責任をもつて補てんする、分担すると、こういうような中では、掛け金の剰余金は残らぬでしようということをお願いしておるのです。たまたま残つても、これはこの次の災害に残しておかなければならぬでしよう。そうしたならば、現在の借金を埋め合わせるところの財源はこの中から出てこないのではありませんかと、簡単に申し上げておるのです。もしあるならば教えてくださいというのを言つておるのです。私は絶対ないだらうと思つておる。そうすれば、借金が五億もあつて、運営に支障がないとか何とか言つておるけれども支障がないわけはないのであつて、必ず支障がある。だから、この借金をできるだけ早く整理して、そして新しい制度で走らせたいではないですかということをお願いしておる。

しかし、私がいまの長官の御答弁を聞いておりますと、何かそのようにも受け取れるわけですね。料率というものは常に変わっていくのだ、したがつて、いまの料率はこういうことであるけれど

も、もしこれがうまくないとなれば、また料率を変へる。結局、掛け金の料率を上げて、それからその借金を埋め合わせる財源を得ようとしておるのではないかと。もういふに勤めれば受け取れる節があつたんですが、私の聞いておるのは非常に簡単なんです。ですから、どうもあまり長く言われますとこんがらがつてきますので、これはこうなんだと、こういうふうにお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(久宗高信) 試験設計をいたしまして本実施に入りましたときは、これははっきり制度として違ひますので、そこで切りまして、過去の赤字を処理するわけでありま。今回の改正は、本格的な実施が三十九年になされて、その経験に基づきまして内容の手直しをしたわけでございますので、実は気分をいたしましては、新発足でありますけれども、保険の経理なり計数的にはじき方から申し上げますれば、これは継続しているわけでございます。したがって、おっしゃるように、保険制度が新たに加りましたものでありますから、いまの連合会の新しい設計の中では、過去のその飛び出した部分は、自動的に負えないはずではないかと、おっしゃる意味もわかるのであります。繰り返して申し上げますように、かりに料率だけではございまして、加入の状況も非常に異常なかつたことをとつております上に、共済金額も年々スライドをしておりますので、変わつてまいるわけでありま。そこで、そのようなものを整理いたしますのに若干の時間がかかつて、そして新制度におきまして連合会として負えるかどうかという吟味は、これは最終的にはいまの連合会の手持ちとの関係も頭に置いて当然きめられるべきものと思ひますが、それは現在の段階では仕分けられないだけでございまして、その部分は無理な形で連合会に負わせてしまつたといふような考え方は、政府としては当然しておらないわけでございます。単位組合なり連合会なり政府が過去の赤字を頭に置いて、そして今後の運営上どういふに責任の分担を明らかに

すれば全体としてバランスがとれるかということを追求していきますその追求する過程である数字が仕分けられて、最終的に連合会に残りますものは、新設計により連合会が当然その保険の見通しの中で負えるものに限定していく作業を積み重ねていくということに尽きるわけでございます。御質問の御趣旨と私どものやり方は、大體技術的な違いだけでございまして、趣旨はそのとおりにお考えいただいております。

なお、料率改定より負担区分の問題も、連合会の赤字だけを考えるのではなくて、赤字を持った連合会を頭に置き、その末端に単位組合があり、かつ、その上に保険が乗っかっているということの認識に基づきまして、全体として非常に黒字が出てしまうようであれば、これは料率が高過ぎるわけでありまして、料率の引き下げをはかるべきだし、どこかの部分に非常に赤字が出たりするようであれば、それは負担区分がおかしいのではないかとということで手直しをしていく、こういうことでありまして、営業保険でございまして、国だけがもうけるとか、連合会が赤字を背負うという形を長くそのままだにほうっておく性質のものじゃございませんので、それが今後の料率というものの手直しなり保険の組み直しなりといったようなことで調整されていく、その過程で御質問のような過去の制度によって起きた赤字が、連合会の運営はもちろんのこと、保険全体の運営に支障を及ぼすようなことには絶対に性質上なるものではございませんので、さようなことを吟味してまいりたいとこう申し上げておるわけでございます。

○川村清一君 趣旨はわかりました。長官が何をなさろうとしておられるのか、お考えの点につきましては予解ができました。そこで、できるだけ精力的に短い期間にいろいろな角度から検討をいたさしまして、そして私どもの述べておる趣旨が生かされる方向にぜひ進めてもらいたい、こういうふうには考えておるわけでありまして、この点につきましては、非常に大事な問題ですから、三十九年の

国会の審議の中で附帯決議をつけられた事項でございまして、後ほど大臣の責任ある御答弁をいただきたい、こう考えております。

そこで、最後にこの問題についてお尋ねいたしますが、これはもしという仮定の問題でございまして、三十九年の法律制定がございましたが、もし三十二年以来今日まで全水共に委託試験実施をやらせてきたあの仕事が続続してまいりまして、そうして今回政府の再保険をもって本法に一本に切りかわったとした場合において、政府の負担分は相当にふえたはずではないか、こう思うわけがあります。と申しますのは、三十二年から三十八年までの試験委託分につきましては、これは政府の責任で全部の補てんをしておるわけですから、その継続として今日まで来たならば、政府の負担が相当ふえたのではないかと、これは一応試算されたものと思ひますが、一体どのくらいになるか、ちょっとお知らせいただきたいことと、もう一点は、三十九年の法律制定の場合に、当時、漁民から強い要望があつて、そういう立場から国会の意思として国会で附帯決議をいたしましたあの国の再保険の問題です。これは三十九年にもし実現して、現在のような形が三十九年にできて、そうして今日までずっと来たとした場合には、この三年間、政府はどのくらいの負担をしなればならぬか、この点を試算されているのではないかと、思ひますので、もし試算されておりましたならば、この金額について知らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(久宗高君) お尋ねの意味はよくわかります。要因を分析いたします場合に、さような計算を当然するべきだと思ひます。ただ、前段で御質問もございました、三十二年以来試験実施をしておつたものをそのまま引き継いだらという点につきましては、私どもも、こういう保険制度でございまして、実際に移してやらないと資料がとれませんので、ああいう形で試験実施をいたしたわけでありまして、これは、やはりあくまで試験実施でありますので、本格的な実施をする場

合にこの部分を調べたいといったようなウエートを置いて、相当無理な設計でございまして、ある結論を得たためにやってみるといったようなことも入っております。普通に制度として実施されたものとしてお考えいただくのには、やはり若干問題があるのではないかと、思うわけでありまして、そこで、さような試算をいたしまして、あまり実味はないのではないかと思ひわけでございます。

ただ後段の御質問にございまして、三十九年に実施いたしましたときに初めからもし保険が加わつてやっておつたらどうか。これは十分吟味に値する問題だと思ひますし、さようなことも計算してみることがあろうかと思ひわけでございます。同時に、これは、赤の出方、黒の出方両方ともあ含まれるわけですが、さような計算はもちろんいたして見るわけでございますが、私どももいたしまして、さようなものをつくりまして、かりに財政当局その他と交渉いたします場合に、難点といたしましては、何と申しまして、発足いたしました場合の料率計算と、現実に移しました場合の実際の加入状況でございます。これが実は危険分散と非常に関連のある事柄でございます。いかにも加入状況に難点がございますために料率の妥当性を云々する前に、実は、加入、危険分散の度合いでございまして、これが設計で考えましたのと実際の大きな食い違いがございますので、その辺のところは相当問題があるかと思ひわけでございます。現在、試算したものは、たしかそこまでの試算が、たいへんな計算が実は要るわけでございますので、してないと思ひわけでございますけれども、今後、要因分析と関連いたしまして、後段の問題につきましては、私どもは、いろいろこれは仮定を置かないとできないだらうと考えるわけでございますが、やってみたいと思ひわけでございます。

○説明員(池田俊也君) ちょっと先生の御質問の趣旨を十分にのみ込めなかつたのでございまして、けれども、長官からもちよつと一部お答え申し上げます。

ましたが、過去の試験実施、あるいは三十九年以降の本格実施の場合に、現在御提案申し上げております方式、政府が保険をするという方式をとればどういふ収支になったかという計算は、実は、いま長官からも申し上げたわけでございますが、これは個別に個々の契約まで下がりまして計算をしないといつてまいりませんので現在申し上げる数字を持っておりないわけでございます。

それからこれはあるいは御質問の趣旨とは違つたのかという気もいたしますが、試験実施の際と、それからその後の三十九年、四十年、四十一年の本格実施の場合のやつを両方合わせましてどういふような収支であつたかと。これはちよつと御質問の趣旨と違ふかと思ひますが、御参考までに申し上げます、試験実施の場合は、赤字が全体といたしまして約九億でございます。したがって、両方合わせました赤字は十四億七千万程度になるわけでございます。

○川村清一君 数字についていろいろ議論をしておつても、まあいろいろ言ひ分があるであらうし、私のほうには確たるそれを裏づける資料もないわけでありまして、常識論になつてしまふので、この程度でやめまして、これに関するあとの質問は大臣が来たときに尋ねることにいたしまして、問題を次に移したいと思ひます。

第二番目の問題は、漁業災害補償法の目的を効果的に達成するためには、原則としては何としても共済事業の種類をできるだけ多くすること、理想的には中小漁業の全業種が共済の対象になる、次には、加入者が一人でも多い、これもでき得れば漁業者全員が加入して、そして危険を分担する、こういう形になったときに、はじめて理想的なものになると私は考えるのであります。こういう原則から考えてみたときに、これも先般問題になつたわけでありまして、従来実施してまいりました漁具共済を政府の保険から除外したことは納得できませんし、これは明らかに後退である、私はそう判断しておるわけでありまして、漁業と同

様第一次産業である農業共済においては、もっとも、農業共済のほうは、漁業災害補償法の先輩でありまして、基礎も確立しておりますので、これはまあ比較にならないかとも思いますけれども、農業のほうは共済がほとんどふえていない。御承知のように、今国会にも果樹共済が新しい法案として提案されておるこういうような状態でございます。現在、農業のほうは、農作物共済、あるいは蚕繭共済、家畜共済、さらに、任意共済、こういったようなものまで実施されておるわけでありまして、ところが、漁業のほうでは、国の再保険が実施されたとたんに、実績のある漁具共済が除外される。これでは、漁業は農業に比べてあまりにもお粗末ではないか。これは十分検討されまして、すみやかに漁具共済についても、保険事業を実施すべきである。かように私は考えるわけでありまして、もっとも、先日の委員会におきましては、調査費をつけまして十分これを調査して、早急に漁具共済を実施するということお考えは述べられておりますけれども、除外されたということは明らかにこれは後退であります。ぜひ一日も早くこれが実施されるように一段の努力をお願いしたいと思うわけであります。これに対する水産行政の責任者である長官の御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(久宗高君) 先日もお答えいたしましたように、漁具共済につきましては、若干設計上の問題がございます。現実には非常な逆選択の問題も深まっておりますので、このままの形で直ちに保険に付することは非常に難点もございますので、調査をいたしまして、至急設計上の問題を解決いたしまして、当然これは保険につながるような努力をしたいと考えております。

○川村清一君 次に、加入率についてでございます。地域的に業種ごとに差異がございます。しかしながら、平均的にいって加入率は非常に低い。特に二十トン未満階層の最も共済を必要とする階層の加入率が低いということについては、これも各委員から指摘されていろいろ問題点について

て質疑がなされたのでありますが、加入率を上げるために、この際思い切つて農業共済のように当然加入することが、いろいろ問題もありましようが、この事業最大の難点を解決する早道になるではないかと、私はこう思ひますので、ひとつ当然加入、義務加入、こういう方向へこれを断行する御意思がないかどうか、これをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(久宗高君) 漁業の共済制度の中のある種の漁業の種類につきましては、義務加入制といったようなことを考慮したほうがそれにマッチするものもあるかと思うわけでございまして、御承知のとおり、本制度につきましては、一番問題のございました価格関係を入れるかどうかという問題がございましてきょう設計に踏み切りましたので、価格関係は実是有権的にとらなければこの制度の組み立てができないということ、本制度におきましては加入者におきましては、漁獲物の販売先でございまして、販売金額でございまして、相当いろいろな内容につきましては、これはもちろん契約で御承知を得た方から資料をいただいております。さようなことを考えますと、仕組みをいたしまして義務加入制ないしは当然加入制をとりますれば、もちろん保険としては安定するわけでございまして、これも同時に、加入者につきましては、別の観点から申しますと、相当経営の身中に突っ込みました資料をいただくということもございまして、これを一律に強制してしかるべきであるかどうかという問題が一つ残ると思うわけでございまして、それから、もう一つの問題をいたしましては、農業のほうにおきましては、たとえば米といったような決定的な商品でございますので、また全体として組み立てなければ、あのような形の個別農家に対しまして補償を完成できません。当然加入によりまして規模に明らかにいたしまして全体の仕組みを立てているわけでございまして、漁業関係におきましては、これは個別に保険需要がございまして、その保険需要を個別に御納得の上で掘り

起こしていくという体制で持っていくことのほうが、いわば漁業の実態に即しているのではないかと、この考え方もあるわけでございまして、それからもう一つ大きな問題といたしましては、義務加入制をとりますれば、確かに保険の経営をいたしまして設計上非常に安定するわけでございまして、必ずしも個々の方の御納得を十分得にくい形のまま全体として組み入れてしまふと、どうしても制度にたよった運営にならざるを得ないという心配がございまして、農業におきましては実はその辺が非常に問題であったように思うわけでございまして、漁業のほうに、個々の方が経営的な観点に立てば当然保険需要はあるべきだ、しかも、制度としてもそれにこたえだけの実体を持つていくことになるわけで、相当手間がかかるようございまして、これに加入していただくという形におきまして、いわば組織だけにたよる、あるいは日の丸といったような感覚でなく、保険経営を貫きながら、全体の仕組のモラルを確立していくということのほうが、この制度を長い目で見ますとよろしいのではないかと、判断を一応持つておるわけであります。ただ、実際にやってみますと非常に加入率の問題がございまして、もちろんこれには今回のような法改正を

いたしましておりませんために、迫力がないために御納得がいかなかったかと思うわけでございまして、保険制度までつけていただければ、もう一段とこのように充実さしていただければ、もう一段と自主的に努力をされていただけてさらに考えてまいりたい、こう思っているわけでございまして、○川村清一君 長官のおっしゃることもわかるわけですが、冒頭申し上げましたように、せっかくできたこの法律制度を、ほんとうに効果的に目的を達成させるためには、何と云っても加入率が上がらなければ問題にならないわけですね。こういう点において私は問題がある。そこで、ただいまの長官のお話の中にもございしましたけれども、加入方式の実態を見ますという

と、漁獲共済につきましては、一号漁業の採員・採獲は集団加入ですね。加入区内において中小漁業者の全員を構成員とする団体が加入する、こういうことになっているわけでありまして、二号漁業の十トン未満は、これは小型連合加入、こういう方式になっておりまして、加入区内に住所を有するものの二分の一以上の者が申し込む、漁業協同組合、自営は単独加入もできる、こういうようなかっこうになっております。それから三号漁業の十トン以上の漁船漁業につきましては、大型連合加入ということで、加入区内に住所を有するものの二分の一以上の者が申し込む、こういうような仕組みになっております。それから養殖漁業を見ますというと、一定の水城内で養殖業を営む者の全員を構成員とする団体が申し込む、漁協、自営の場合は単独加入、こういう形になっている。そこで、集団加入、小型連合加入、大型連合加入、また、養殖の団体加入、そういう加入方式を検討をしてみますと、長官は、当然加入という方式をとらないんだと、一人一人の説得の上に立って個人加入の方式をとるんだということをおっしゃっておりますけれども、しかしながら、形の上ではこういう形になっておる。とすれば、この形を生み出した思想というものは、これは義務加入、こういう思想を取り入れた形をつくっておるのではないかと、こういうふうに私は解釈をするわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(久宗高君) おっしゃるとおりでございます。先ほど申しましたように、漁業の中でも義務加入的な要素があつてもしかるべき漁業もございまして、それに付随しても、漁業の種類によりましていまだに多少きこまかく集団的な加入の態様を変えておるわけでありまして、考え方としては、おっしゃるとおりでございます。ただ、義務加入制という形にたよって、無理な形で、ただ組織だけ固めてしまふという考え方はなるべくお互いに立たぬようにしよう。それはもちろん結果においてそうなることはけっこうでございますけれども、何か義務加入制でもって

の再降臨がいつか来るとして、名分と権に多言相償

法という態様ができたわけでございます。今度
は本格的に発足することになったわけでありま
す。そこで、この新発足にあたりまして、昭和三
十九年から四十一年までの三年間、共済組合と連
合会が共済事業を行なつてまいりましたが、この
共済事業の中において生じた赤字は約五億一千万
ほどあるわけでありまして、この赤字を国の力に
よつて、財政措置によつて解消してもらいたい、
そして新制度を無傷の姿において発足させる、
そして組合も連合会もそれぞれ今後新しい責任
分野を担当して努力してもらいたい、そして本
法の発展のためにぜひひとつ努力を願う、こうい
う立場から質問をされたわけでありまして、いろ
ろ水産庁長官との間に議論がかわされまして、考
え方もわかりました。まあ趣旨は了承されたわけ
であります。きわめて大事な問題でございます
ので、この問題は、農林行政の最高責任者である
大臣から明確に御答弁をいただきたい、かように
考へておる次第でございます。

そこで、この問題について端的にお尋ねするわ
けであります。昭和三十一年六月二十六日、参
議院の農林水産委員会におきまして現行の漁業災
害補償法がいろいろ審議をされましたときに、わ
が党の渡辺委員がこのような質問をしておるので
あります。この部分だけちょっと朗読いたしてみ
ます。と、こういうこととあります。「その完
全なる、災害補償が機能化するまでの間、漁業共
済団体の共済金の支払いとか、あるいは漁業共済
基金の貸し付け金に、異常災害等が起れば、当
然現在のファンドでは、これは不足を生ずること
は明らかであります。……後顧の憂いなきために、
私はお尋ねをいたすのであります。……そういう現
行制度の中で不足が出る、共済金の支払いや、貸
し付け金に不足が出るというような場合には、こ
れは全額政府の財政負担によつて補てんすべき
ものと思ふのであります。……保険事業を実施するま
での間におけるそれらの措置は、大臣としてはい
かようにお考えになっておられますか。」との
質問に対し、赤城農林大臣は、「そういう場合が生

じた場合には、その状況を検討の上、国の財政援
助等の措置を講じまして、漁業共済事業の円滑な
運営に支障を生じないように配慮いたしたい、こ
う思ひます。」と答へておるのであります。

さらに、すでに御承知のように、災害補償法案
に対する附帯決議でも、三十九年六月二十六日の
委員会では、政府が保険事業を実施するまでの間に
おいて、漁業共済団体の共済金及び再共済金の支
払及び漁業共済基金の貸付金に不足を生じたとき
は、政府の財源でこれを処理すること、……、こうい
うふうにして決議しておるのであります。それが、
今回の法改正にあたりましては、いろいろ問題が
ありまして、これらの問題の解決は、いづれも今後
の措置に残されまして、措置されないままにきて
おるわけでありまして、そこで、いままでの過去の
共済事業の実績等を十分分析、検討されまして、
そして一日も早く現在連合会が持つて五億
何がしの赤字というものを処理されまして、そう
して連合会の事業運営に何も支障を来さないよ
うに、本法が十分に本来の目標を達成する方向
に進められるようなそういう措置を願ひたい、か
ように考へておるわけでございます。これに對し
まして、大臣の責任ある御答弁をいただきたいと
思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御指摘のように、漁業
災害補償制度の本格実施——漁業共済事業、それ
から漁業再共済事業の収支は、かなりの支払い超
過になっております。そのことにつきましては、こ
こで水産庁長官もいろいろお答えいたしたと思ひ
ますが、共済なり保険事業の収支が償うかどうか
ということは、本来長期的に考へるべきものでござ
います。……、本格実施後の赤字額の取り扱いに
つきましては、今後の共済保険事業の実施の推移
を見ながら、運営に支障を来さないようにつと
めるべく検討いたしてまいりたいと思つておりま
す。

○川村清一君 ぜひその点はそのようにお願いを
申し上げますとともに、もう一点、まだ時間が五
分ほどありますから。

これは一般論ですが、漁業全般に通ずる問題と
して大臣のお考えをお聞きしたいと思つてござ
います。……、最近、いろいろ漁業法規——漁業法から
あるいは沿岸漁業等振興法、あるいはその他漁業
に関するいろいろな法律を検討して見ますとい
うと、漁業法規には非常に政令にゆだねられた事項
が多い。漁業の最も基本をなす漁業法の中にはき
わめてこの点が多い。このことは、私は非常に大
事だと思つております。すなわち、立法院に
おきましては、その根幹になる法律はきめてお
りましても、その法律を實際に運用する部分は、
これは政省令にゆだねられておる点がきわめて多
い。そのことは、つまり農林省の役人の仕事に多
くの点がまかせられておる。この面は、私はたい
へん問題があると思つております。たとえば、
これは一例を底びき漁業等にとつてみますとい
うと、底びき漁業等につきましては、各地の沿岸
においていろいろ問題を起してあります。沿岸
漁民との間に紛争等も生じてあります。そして、
そういう点からいろいろ国会議員等に陳情等もな
されておられます。あるいは、地方議会等に対
しましていろいろ沿岸の漁民等から陳情がなされ
ます。ところが、それらの問題を処理することが、
国会の場において、法案審議の場において行な
れないのであります。これは、すべて、農林省告
示であるとか、その他政省令でこれを処理され
て、こういう点が多々ある。この問題は、私は
底びきに例をとつたわけでありまして、まだたく
さんあるわけでありまして、時間がありません。ま
たたくさんの例をあげませんが、こういう形では、第
一次産業である農業などと比べて、こういう面が非
常にたくさんあるということを御理解願ひまし
て、これはゆだねられておる役人のほうもたいへ
んだと思つておられますが、こういう行政運営
が間違いない方向にいかなるべきかを私は心から
念願して大臣にお尋ねするわけでありまして、
特に、漁業の場合は、いろいろな免許とか許可、
われわれはこれを一面利権とも言ひますが、こ

うものにもからんでまいります。たとえば、北
海道等の海域において、サバのまき網がいろいろ
うことになれば、サバのまき網の漁業権をとるた
めにいろいろ暗闘を始めています。しかし、まき網は
全部大臣許可になっております。そうすると、こ
の許可を得るためにいろいろ政治力が水産
庁に働きかけられる。働きかけられる役人さんも
きわめて迷惑だらうと思つておられますが、
そういう姿の中からもいろいろ誤解を生んだし、行
政がゆがめられておるようなことになりま
す。これはたいへんでございまして、水産の
感はそのうち実感があるといふことを私は最近
つくつく考へておる。その責任者である大
臣は、そういうことが間違ひなく進められま
うに、特段の御配慮をいただきたい。

これは、なぜいまこういうことを申し上げま
すかという、本日をもって大休水産の法案の審議
が終ることになっておりますので、いまの法案
と何も関係ないようですが、大臣もお帰りになり
ますので、このことを最後に私はお願いを込めて
質問の形で申し上げましたので、大臣のお考えを
ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御趣旨はよくわかりま
した。御存じのように、漁業というものは、きわ
めて流動的な仕事であります。また、常に進展
してやまない仕事でございますので、法律で決定
いたしたとしても、それを運営いたしてまいるた
めにはいろいろ変化、また、運営の妙をきわめてま
いります。やはりこまかな心づかいをいたす
必要もあつて、そういう面でも政令にゆだねてお
るものが多いというわけでありまして、運営に
あたりましては、もちろんいまお話しのような趣
旨は農林省においても十分承知いたしております
ので、そういう点の運営につきましましては大方の御
期待に沿うように慎重にやつてまいります。

○委員長(野知浩之君) これにて暫時休憩いたし
ます。
午後二時に再開いたします。
午後一時三十分休憩

午後二時十六分開会

○委員長(野知浩之君) ただいまから委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。両案について質疑のある方は、順次御発言願います。

○川村清一君 午前中に漁災法につきましては大體の質疑は終わってわけですが、それについて御質問を申し上げて、漁災法の質問は終わりたいと思う次第であります。

それで、お尋ねいたしますことは、共済掛け金率についてお尋ねしたいと思ひます。言うまでもなく、漁民の経済負担はきつめて弱いものでございませう。したがって、漁民が負担する掛け金というものは低いほどよいことは、言うまでもないことです。しかし、今回は共済限度額も上がったこととあります。掛け金率が多少上がることはやむを得ないだらうとは思ひます。しかしながら、国の再保険はついた、共済限度額は上がった、国の補助率は上がった、しかし、掛け金のほうも二倍になった、二倍半になったということでは、漁民のほうもあまりありがたくないのでございませう。漁民の経済の実態から言うならば、いろいろ国のありがたい処置がなされて、それに対して漁民の負担は低いというところでこの法律に対する国のありがたみというものがしみて感じられてまいります。

そこで、今度の法改正にあたって、掛け金料率の変更というのがどういふような姿に平均してなっているのか、実態をまず御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(池田俊也君) これは、今度の制度改正に伴ひまして、新制度のもとでどういふ掛け金率になるかという試算を裏はしているわけでございませうけれども、その試算の一応結果を申し上げますと、これは、四十年度の加入のいろいろ実績がござ

いますので、その実績を一応基礎にいたしまして計算したものでございませうが、漁獲共済でございませうが、これにつきましては、全部の平均の掛け金率が三・六倍でございませう。これに對しまして、今回の新しい制度を繰り込みました改定案では、五・八倍になるわけでございませう。比率で見ても、いりますと約一・六でございませうから、約六割の上昇と、こういうことになるわけでございませう。ただ、これは全般的な数字でございませうので、個々の内容、漁業の種類に入りまして、これ以上上がったおるものも一部ございませうし、また、逆に下がったおるものもあるわけでございませう。

なお、これは関連いたしますのであわせて申し上げておきますが、掛け金の改定と関係いたしますが、掛け金に対する国庫の助成について、四十二年度予算におきましてその助成の程度を高くすると、こういうふうに予定いたしておりますので、先ほど一・六倍に上がると申し上げましたが、その点を勘案いたしますと、それほどまでは上がらないわけでございませう。これは加入の状況等をどう見込むかということにも関係いたしますので、一がいには申し上げられないのでございませうけれども、従来の状態から想定をいたしますと一・四倍程度になる、こういう状況でございませう。

○川村清一君 平均して、漁獲共済の場合は、三・六倍が五・八倍に上がり、一・六倍になる、しかし、国の補助率も上がるので、実質的には一・四倍程度であるというふうな御説明でございませう。平均でございませうので、あるいはその程度はやむを得ないかもしれませうけれども、しかし、できる限りもっと低率にしてみたいというのが漁民の願いでもありませうし、私もぜひその願ひたいものと考えております。そのためには、やはり加入率が上がってこなければならぬか、あるいは特段の努力を願わなければならぬ、かように考えるわけでございませう。ただ、掛け金の新旧比較」というのをいたしておるわけでございませうが、これをずっと見ますと、若干理解し

がたい点がございませうので、なおお聞きしたいのでございませうが、変動類型でございませうが、安定、一般、変動、上昇と、こういうふうになっております。言うまでもなく、漁業形態からいって一番危険率の少ないのは、上昇型であり、安定型であり、その次が一般型であり、一番危険率の高いのが変動型だらう、こう思うわけであります。ところが、見ますと、たとえば漁業区分の第一種漁業の採貝、採藻のところを見ますと、第一種漁業の掛け金率は上昇が二・二倍安定が二・二倍、一般が三・三倍、変動が五・七倍と、こうなっております。それが改定による掛け金率は、上昇が七・一、安定が六・四、一般が六・四、変動は七・一と、こうなると、倍率は、上昇が三・二倍、安定が二・九倍、一般が一・九倍、変動が一・二倍とそれに対して国の補助がありまして、補助率は、先ほど部長からお話がございましたように上がっておりますので、倍率が下がってまいりますが、結論的に言いますと、上昇は二・三倍になり、安定は二・〇倍になり、一般が一・三倍で、変動が〇・九倍、こういうふうな数字になっております。一番安定している上昇型の料金の倍率が二・三倍と一番高い。次の安定度の高い安定型が二倍、こうなっていくのがちよつと理解できないわけでありませう。

たとえば、そのほか、漁船漁業でも、二十トンから九十九トンまでの資料を見ますと、上昇型は二・四倍、安定型は二・二倍、一般が一・四倍、変動が〇・九倍。それから百トンクラスになると、上昇型は二・四倍、安定型は二・二倍、一般が一・四倍、変動が〇・九倍。定置漁業等においても、上昇型は二・八倍、安定型が二・五倍、一般が一・七倍、変動が一・〇倍。危険度が高い、いわゆる危険発生頻度の一番高いものは、これは保険料金も高いはずでありますし、また、料金が変つた場合においては、そこが一番変動が大きくて、倍率も大きくなるのは常識でないかと私は考えるわけでありませう。ところが、安定度の高いもの、いわゆる上昇型、安定型が二倍あるいは二・五倍に

なるというところは、これはどういふことなのか、ちよつと了解できないんですが、この点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(池田俊也君) これはいろいろ原因があるのではないと思ひますが、直接的に申し上げますと、変動類型と掛け金率というものはそのまま直につながるものではございませう。変動類型というものは、過去の一定の漁獲金額の状況を見まして、その一つの類型分けでございませう。それに対して、掛け金率というものは、やはり過去の被害の状況等に應じて算定をするものでございませうので、直接には関係しないわけでございます。

ただ、いま御指摘をいただきましたことのあるいは若干の原因に当たろうかということをお尋ねとさせていただきますと、たとえば今度限度額率につきましては改定を加えることにいたしておるわけでございませう。その改定の限度額率の変更の度合いは、全部の変動類型を通じて一様ではございませう。たとえば変動型でございませうと、従来は百分の六十五でございましたものを百分の七十に、百分の五引き上げるわけでございませう。それから上昇型でございませうと、従来百分の八十でありましたものを百分の九十に、百分の十引き上げるわけでございませう。さうなことで、引き上げの幅が違ひます。ということでは、裏返して申し上げますと、給付の内容に変化がある、給付の内容の変化の度合いが違ひますと、上昇型に、上昇型におきましては、従来文払いの対象になつていなかったものが、限度額率の引き上げに伴ひまして、給付の対象になる度合いが変動型に比べて大きいと、こういうような事情が一つはあるわけでございませう。それから従来の現行の掛け金率は過去の実績に基づきまして算出しておつたわけでございませうけれども、これが必ずしも実情にマッチしてないか、たつたというふうなことで、新しい実績を繰り込みまして計算をしますと、だいたい変化が出てくる。いろいろなそういうふうな理由があるので、はないかと思ひます。

○川村清一君 まあこれは金額で申し上げたのではもちろんございません。率ですから、必ずしも高い低いという、そういう比較にならないかと思ひます。しかしながら、上昇型の掛け金の改定による倍率が一番高いということは、これは事実でございませう。その次に高いのは安定型で、その次が一般型であり、変動型というのは一番倍率が低い。それから危険の度合いからいって、危険の一番度合の少ないものは上昇型でございませう、そういうことではないんですか。変動型というものは、これは何ですか。

○説明員(池田俊也君) これは過去のそれぞれの経営におきます漁獲金額が其の対象になるわけでございませうけれども、その場合に、過去の一定期間の漁獲金額の状況を見まして、それが年ごとに非常に変動を起しているようなものは一定の基準を置いてあるわけでございませうけれども、非常に変動するようなものは変動型、傾向として一般的に上がっていくようなものは上昇型、中間のものが安定型なり一般型になると、こういうような性格のものでございませう。

○川村清一君 いただいた資料によりますと、過去の漁獲金額のいわゆるフレの程度ですね、それが変動係数〇・二五以上のものは変動型である、〇・一二以上〇・二五未満のものは一般型である、〇・一二未満は安定型である。それから上昇の線を進んでおるものが上昇型であるということ、これは漁獲共済でございませうから、いわゆる漁獲金額の変動が非常に多いことは、いわゆる共済保険の対象になる事故の多い少ない、そのことによつて漁獲金額のフレが大きい小さいかということになるんじゃないですか。そういうものとは関係ないんですか。

○説明員(池田俊也君) 全く関係ないわけではございません。相当程度関係があると思ひます。ただ、その変動のフレの状況というものは、たとえば過去の一定期間の状況を押えましていふような変動型をきめていくわけでございませうけれども、そのものと、それから、一方、料率の算定の

基礎になつておりますその実績の取り方とは、必ずしも一致していないわけでございまして、傾向としては、確かに先生の御指摘になりましたような一般的な傾向はあると思ひますけれども、そのまゝそれが必ずしも同じ数字になつてあらわれるというわけではないわけではございません。

○川村清一君 どうも、必ずしもそういう数字になつてあらわれることではないのでございませうという御答弁です。ないのであつたらば、どういふことがあるのかわからないから聞いていふのでありまして、そこで、もう少しこれは担当の課長さんでけっこうでございませう、非常に事務的な問題ですから。私のわからないのは、これはどんな保険でも、危険度の高いものほど料率が高いんです。いわゆる火災発生頻度の高い地域にある家屋の火災保険の掛け金は高いんです。それから漁船保険だつて、北海道あたりの非常に荒海の、海難事故の発生率の高い地帯の漁船の保険掛け金率のほうが高いんです。生命保険だつて、若い者より年をとつた人の率は高くなつていふんです。ですから、上昇型が倍率が高くなつて、そうして一番変動率の高い変動型のほうが倍率が低いというのから、どういふわけだということを聞いていふんですから、このところをもう少しこういふうわけだということを説明していただきたい。

○説明員(関根秋男君) 掛け金率の基礎になりました資料は、昭和三十三年から三十八年の試験実施の実績と、昭和三十九年から四十年の本格実施の実績でございませう。その実績を見てまいりますと、上昇型と変動型につきましても被害率が高くなるかというところでございませう。なぜこれがよく出るかというところでございませうが、先生御承知のとおり、今度の改正におきまして限度額率というものを引き上げておるわけでございませう。限度額率というものを引き上げますと、事故の起るチャンスというものが、従来の限度額率と比べまして、上昇型で申しますれば、従来八〇%でありましたものが九〇%に高まるわけでございませう。そういうふうになりましますと、支払いのチャンス

はそれだけ多くなるわけでございませう。したがって、支払いのチャンスが多くなり、支払い金額がふえてくるということになりますと、それに應じて掛け金もたくさんいたなければならぬ、こういうことになるわけでございませう。変動型につきましても、従来限度額率が六五%でありましたものが、今度の改正では七〇%ということ、で、五%だけ上がつておるわけでございませう。そういう意味では、上昇型のものが受ける支払いのチャンスと変動型のものが受ける支払いのチャンスというものは、上昇型のほうが前に比べますとチャンスが多くなつておる。こういうことの反映といたしまして、過去の先ほど申し上げました実績に基づいて計算をいたしますと、いま申し上げたようなお手元にあるような数字になるということではございません。

○川村清一君 そういう意味ならわかりました。そこで、その御答弁に関連して、さらに私は意見をませて申し上げなければならぬんですが、上昇型というのは、これは危険度合いが低いわけですね。低いけれども、たまたま災害にあつたと、それを補てんしていただくところの限度額が高くなつてございませう。したがつて、損害率は高くなる。そういう意味において料金の料率が高くなる。とくると、こう言うんだけれども、そういう点はある程度わかるわけですが、しかし、上昇型、安定型というものは、変動係数が少ないですから、フレが少ないわけですから、やはりコンスタントに毎年の額がいくんですから、これはわりあい被害がないわけですね。その立場の人が非常に高い料金を払う。もちろん、損害を受けた場合には、そのかわり、補てんを高いところまで補てんしていただけてますからいいわけでありませうけれども、しかし、そうかといつて、二倍半も料率が上がるというところはどうかと思ひます。それから、一方、変動型のほう、これは非常にフレが大きいわけですね。山と谷のあれが多いわけですね。ですから、共済あるいは保険の恩恵を非常に受けなければならぬ、そういう回数が多いわけですね。です

から、ある意味においては料金をもっと高くしてもいいんじゃないか。しかし、わりとこういう点の——これはあまり漁業経営と直接関係はないかもしれませんが、とにかく金額がコンスタントでないということは、経営が不安定です。それから、まあ料金が安いとはいふんですが、いけれども、その割りに今度損害の補てんがまた少ない。受ける損害が大きいという、傷が大きいわけですね。その傷を浅くする、小さくするために、やはり料率の点をもつと今度研究していただいで、われわれしろうとが考えても妥当だと思はれるような点、そうして、冒頭申し上げましたように、できるだけ掛け金は低くする。せっかく国の保険はついた、限度額は上がった、国の掛け金の補助も上がった、しかし、掛け金のほうは二倍半に上がった、三倍になつたということでは、ありがたいと思つた気持ちもみんな消えてしまふわけですね。ですから、そういう点も勘案されて、できるだけ掛け金を低くする。特に加入率が高い。これにまた逆の言い方をすれば、加入率が高くなれば料金が低くなるわけですが、しかし、またこれは矛盾した話かも知れませんが、料金が低いとまはたはいれないですね。特に貧困な沿岸漁民なんかは、料金が低いとはいれない。そのことは加入率を低くする。加入率を低くすると掛け金は高くなるという悪循環を繰り返す。こういう点を総合的に勘案されて、そうしてほんとうに漁民の方々がありがたく思ふような掛け金の率にできるだけ改定していくような方向に検討していつてもいいかと思ひます。

○政府委員(久米高君) さような考慮をいたして今回の料率改定をいたしたつもりでございませう。また、今後も合理化につとめてまいりたいと思ひます。それからあの御質問の中で、結果として比較されておりますもので、常識的に考えました安定型なり上昇型のものの倍率が高くなつております原因につきまして一部を申し上げましたけれども、最初に三十九年スタートのときに使いま

した料率が、上昇、安定の場合につきまして若干資料が少なかつたというような点で、結果から見ますと、最初少し低過ぎたという問題もあるんじゃないかと思うのです。そこで、その後の経験を積みまして、今度料率を改定してみますと、前との比較で、実は掛け金の上がつた率が結果として大きく出てしまつておるといふ点もあるかと思ひます。最初の土台のほうが必要しめ的確でなかつたために、今回の数字と比較いたしますと倍率が高くなつてゐるので、若干奇異な感じをお持ちになるかと思ひますが、そういう問題も入つておりますのと、また、金額のウェイトの問題で、最近の金額にウェイトがかかつて新しいものを算定いたしました。そういうような問題も加わりまして、見た目の比較が変動類型と何か逆の感じを与えてゐるかと思ひます。

○川村清一君 次に、国の純共済掛け金に対する助成の問題でございますが現行の二分の一補助が採員・採藻では百分の六十五、十トン未満では百分の六十、二十トン未満では百分の五十五、それから定置漁業の小型定置については百分の五十と、こういうふうになりましては喜ばしいことだと思ひます。しかし、このことも、これで満足するものではなくして、できるだけ漁民の負担を軽くしていく、こういうようなあたたい気持ちをもつて今後ともひとつ補助率アップのために御努力をお願いしたいと思ひます。そういう意味から申し上げておるわけであります。

特に御指摘申し上げたいのは、改正案で採員・採藻百分の六十五のうち、百分の五というのは暫定の措置である、同じように十トン未満についても百分の五は暫定の措置である、二十トン未満についても百分の五は暫定の措置である、小型定置についても百分の五は暫定の措置である、こういうふうになつておるのですが、暫定措置でありま

いうことは、暫定であろうと何であろうと了解できないのであつて、現在よりも少しでも安くしてくれということをお願いしておるのであります。これよりも高くなるということには絶対に賛成できない、承服できないわけですから。そこで、暫定というのは、一体何年間を考へて暫定措置として出されておるのかを御説明願ひたい。

○政府委員(久松高君) これは、補助率と関連いたしまして、政府部内におきましても最後までもめた問題でございます。最終的には、今回の制度改正に伴います掛け金の負担額、これも含めまして最終のねらいは加入の促進をぜひ全面的に押し出したいということに話しまして、加入の促進という意味合いも含めまして暫定的にこのような料率の負担関係をきめたわけでございます。まあ当分の間という形になつておるわけでござい

○川村清一君 そんなことではとても承知できない。各種のものは当分の間としてあつて、それで読んで字のごとし、こんな答弁では、はいそうですかと云うわけにいかぬ。これは、あんな、冗談に質問してゐるんじゃないや。冒頭に申し上げましたように、この新しい制度が発足するにあつて、全国の漁民が喜ぶと同時に、まだ今後、あれもしてもらいたい、これもしてもらいたいという願望を持つてゐるその漁民の声を代弁して私は質問するんだということを申し上げて質問に立ち上がつておるのであります。真剣に申し上げてゐるのでありますから、読んで字のごとしなんというそんな答弁ではだめです。

○政府委員(久松高君) 御質問しておられるお気持と同じ意味でお答えしておりますので、それ以上申しかねまして当分の間と申し上げたのであります。

○川村清一君 私の質問しておりますことは、も

高めていく、百分の六十をさらに高めていく、百分の五十五をさらに高めていく、要すれば国の補助率を少しでも高めていくことによつて漁民の負担を軽くし、全漁民が一人残らずこの保険に加入する、そして漁民の営むあらゆる漁業業種が全部保険に加入する、こういう形をとりたい、こういう立場から申し上げておるのでありますから、私の考へてゐることと一緒にだしていただければ、こういう意味に受け取つていただきまして、これは暫定はいつまでも暫定でありまして、そうしてこれにさらに補助率が高くなつていくように今後とも十分御努力をお願いしたいことを要望申し上げておきます。時間もありませんので、次にお尋ね申し上げますことは、これは水産庁からいただいた資料のほうにありませんので、漁業連の資料を使つていただくわけでございますが、集団、連合小型、連合大型、それから単独と、こうありますが、その単独というのをほかの比に比べてみると、件数におきましても、共済金額におきましても、純共済掛け金におきましても、相当の数字を占めてゐるわけであります。ところが、これに對しまして国の補助が全然ないということ

は、これは少し不合理でないかと思つてあります。なぜ私はこういうことを申し上げるかと思つてあります。私は、午前中の質問で、義務加入、当然加入、こういう方向に向かつて道を開くべきであることを申し上げましたが、しかしながら、長官は、その考へには賛成しながらも、やはり個々の説得によつて自主的に加入を進めていくんだ、こういうお話でございます。そうであるとするならば、もちろん漁業形態は違ふことは承知しております。承知しておりますけれども、単独がこれだけの件数を持ち、共済に入り、掛け金を掛けてゐるのに、国庫から一文も補助がないということは、他のものとのバランスの上に立つてうまくないと思つてあります。不合理だと思つてあります。これはやはり単独契約に對しても国の補助をすべきである、私はそう考へるのであります。これ

に對していかかでございますか。

○説明員(池田俊也君) 単独加入というの、いわゆる三号漁業の場合に比較的大型の漁船あるいは定置の場合でございますが、御指摘のよう

に、現在、掛け金に対する助成はないわけでございます。これは、考へ方いたしましたしましては、実は三号漁業の加入方式といたしましては、単独加入という方式と、それからある一定数の者が集まりましていわゆる連合加入というかつて入る場合と、二つあるわけでございます。それで、保険事業のまあ保険事業経営といひます。要するに多数の加入者に入つていただいて事業経営を安定的にやる、こういう趣旨から言ひますと、何とい

ひますか、多数の方が一ぺんに集まつて入る方式のほうが実は望ましいわけでありまして、これは損害評価その他の面でもプラスの面がございまして、そういう方式が望ましいわけでございまして、が、そういう三号漁業の場合も連合して入ります者につきましては掛け金に対する助成をいたしておるわけであります。でございまして、私どもの期待といたしましては、なるべくそういうかうで入つていただきたいということであるわけ

全然この法律にはございせん。もちろん、いま
発足したばかりであり、これからこれを運営して
いかなければどういふことになるのかまだわから
ない。まあ試行錯誤の過程を経るわけであります
から、すぐということとはなかなかめんどうだと思
います。しかしながら、そういう考えのもとに検
討をしてしかるべきではないかと私は思うわけで
あります。申すまでもなく、この法律とは今度は

兄弟分の法律になります。漁船災害補償法に例をとりますと、これは昨年の通常国会において法律改正をいたしました。が、その際、この特別会計は三十二億の剰余金を持っておりまして、二十億をこの保険の準備金に積み立てまして、十二億を中央会を通じて漁民に還付しておる。こういうことを漁船災害補償法はとっておる。したがって、漁業災害補償法におきまして、今後の運営の中におきまして、こういう考えのもとに、その他の保険の例、農業共済なんかの例を見ましても、当然しいいのかと思ひますので、そういう方向に努力をしてみたいと私は思ふのであります。が、そういうお考えがあるかないか、その点をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員（池田俊也君） 無事故の場合の割り戻しと申しますか、加入者のそういう方は経営自体でもいろいろ努力しているというようなこともあられると思いますので、それに対する何がしかのプラスを与えるということは、いろいろな制度で行なわれておるわけでございます。ただ、私ども、その場合に、二つの方式を実は分けて考えておるのでございますが、一つは、無事戻しでございます。事故がなかった場合に剰余金の一部を何らかのかつこうで割り戻すという方式でございます。もう一つは、そういう割り戻しはいたしません。が、次の掛け金をいただくときに若干の割引をする、こういう方式がございます。これは割引でございます。

この二つがあるわけでございますが、前のほうの方式は、たとえば農作物共済等で当然加入というようなかっこうでやっております場合に、その

間事故がほとんどないというような方々のいろいろな不満等を緩和するというようなことで、無事戻し等が行なわれておるわけでございますけれども、漁済の場合は、御承知のように相当額の赤字をかかえておるわけでございまして、いまの段階で無事戻しをするというだけのまだ基盤が確立されていないのじやなかろうか、こういう感じをわれわれは持つわけでございます。

それから掛け金の割引でございますが、これは実は養殖共済におきましては若干実施をいたしております。たとえば、三年間引き続き無事故の場合、一割から二割程度でございますが、掛け金の割引をするということをやっているわけでございます。漁獲共済の場合はなぜやらないのかといひます。漁獲共済の場合にはかなり保険技術的な問題がございますが、実はこれはかなり保険技術的に、過去の漁獲金額、御承知のように、過去の漁獲金額、これが次の年にはまたその基準漁獲金額というものになって、その中に何といひますか反映されるわけでございます。だから、ある年、たとえばことし事故がなかったということになりましたと、当然漁獲金額は相当大さきいわけでございます。それは翌年の漁獲共済の

基礎になるわけでございまして、そういう意味で、翌年においては、毎年の共済限度額というのは変わっていくというような技術的な問題がございまして、割引制度を実施するというのがやや技術的に実は問題があるわけでございます。

ただ、確かに、御趣旨のような、無事故の方に対する何がしかの奨励制度というものは、非常に意味があるものでございますので、私どももいたしましては、なおもう少し研究をしてみたいと、こういう気持ちでございます。

○川村清一君 先ほど申し上げました上昇型の類型にある業種等につきましては、これは危険度が少ない、しかしながら、業種の改定によって倍率が高くなったから、相当掛け金が高くなった。そ

れから単独加入のようなものは、業種とすれば相当大きい、したがって、わりと危険度が少ないというようなこともあるかもしれない、しかし、掛

け金が多いからそういう損害が起きない限りにおいては相当な負担をしておるということであります。また、その他安全率のわりと高いものほど掛け金を多く納めているわけでございます。したがって、その分が何らかの形で、そういう安全度の高いものによったり返ってくる。これは形はどういう形になるかわかりませんが、今後検討していただかなければなりません、いずれにいたし

まして、何らかの形で解決する、こういうことがあってしかるべきだと私は思うのでありまして、これはすべての保険がそういうふうになっているのであります。しかしながら、現在もう多くの赤字をかかえている連合会等では、とてもできるものではありません。したがって、現在すぐやれということではございませんけれども、今後のこの点の推移の中で当然そういうことも検討していったいいのではないかとこういう立場で私お話をしておるわけでございます。十分ひとつ検討していただきたい、こう思うわけであります。次に、任意共済についてお尋ねいたしますが、この任意共済を本法に取り入れて事業として結集すべきであるということは、これは三十九年の国会審

議の附帯決議の中にも衆議院では言っておるわけでありませう。今回の審議にあたりまして、いろいろ衆議院の記録なんかを見ますというところいろいろうふうなことが出ておりますが、農業の共済等におきましては任意共済が入っております。そうして、漁業共済におきましても漁民は任意共済をぜひ可及的すみやかにこの保険事業の中に入れてもらいたいという要望があるわけでありますが、これに對してどういうようなお考えを持たれておるかどううか、そういう考え方に立って検討を進められておるかどううか、この点をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(久保高君) 制度論といたしましては、自然災害を対象にいたしましたものと、厚生

なりその他つまり任意共済で扱っているものと、
はたして一緒にやるべきかどうか、議論のあると
ころだと思っております。実際にやっておりま

す保険の經理から申しまして、私どもといたしましては、これは適當な時期に一緒にするのがいろいろの意味で妥当ではないかと考えておるわけでございます。今回の改正につきましては、御承知のとおり、本体と申しますか、本体のほうの体制がいかに也十分でございますので、かような制度改正を御了承いただきますとすれば、それを機に會にもう一回やり直すというくらいの気持ちで、

まず根をしっかりと張ってという気持ちがございますので、今回は取り上げていないわけでございます。しかるべき時期にそれぞれの団体の自主的な意向を十分取り入れまして善処したらよろしかろう、こう思っておるわけでございます。

○川村清一君 次に、先ほどから何回も申し上げたのでありますが、とにもかくにも、この法律をりっぱに運営していくためには、加入の拡大をはかることであらうと私は思うわけであります。したがって、共済組合も連合会も、漁業共済団体が加入者をふやすために今後一そうの努力を払わなければならないことは、申すまでもないことであります。これは義務加入ではございませんのところで、長官の言われるように、浜を回って一人一人

の漁民を説得する、その努力の積み重ねによって加入者がふえて、そうしてその事業がrippに發展していくと思うのであります。したがって、その説得行為、それによって漁民の協力を求めていくためには、どうしてもその仕事をする人が必要でございます。また、宣伝啓蒙をするその費用も必要でございます。要すれば、こういうものが非う共済団体の事務費、人件費、こういうものが非常に必要になってまいります。これがなければ、加入者がふえませんが、加入率が低ければ、いかかりっぱな設計の保険をつくったところで、効果があがらない、目的の達成ができないわけです。そこで、この事務費、人件費宣伝啓蒙費、こういうようなものに対する国の助成措置というものが

重要な意義を持つのではないかと私は思うわけであります。衆議院の委員会におきましては、共済団体に対して一そう機動力を持たせるべきであ

る、したがって、こういう組合にはオートバイなんかを持たして、どんなそういう職員をして車を飛ばして漁民を説得する活動をしなければならぬなどということも言われております。そういうことは必要だと私は思います。それには、やはり、人件費が必要であり、そういう費用が必要なんです。しかしながら、組合は力が弱いのであります。なかなかそれだけの金を捻出することが困難だろうと私は思うわけでありまして、そこで、政府は、組合に対してあたたかい手を差し伸べ、この法律がほんとうに目的が達成されるようにはりばな運営ができるような、そういう活動力を組合に与えなければならぬと思います。そこで、現在もいろいろ努力されておると思いますが、今後一そう努力されまして、こういう面に対する助成をふやしていただかなければならぬと思ふわけでありまして、これに対する長官のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(久宗高君) 全く同感でございます。非常に困難な仕事でございます。さような意味から申しますと、今日までの助成はまことにじくじたるものがあるわけでございますが、今回の改正を機会に従来の若干充実したものとしたつもりではございますが、御指摘のように、今これの活動いかんにかかっている点もございまして、今後さらに充実してまいりますように努力をいたしたいと思ひます。

○川村清一君 最後にもう一点お尋ねしますが、これの会計でございます。もうこれは前の委員の質問にもあったのでありますが、この会計は独立した特別会計ではなくして、漁船災害補償法と漁業災害補償法の特別会計と合わせた、そういうかっこうになっているのであります。ただ、管理はもろろん別でございます。しかし、現段階においてはこれはしかたがないことだろうと私は思ひますけれども、私は、本来的に考えるならば、漁船災害補償法も漁民のためにあるものであり、漁業災害補償法も漁民のためにあるものであり、漁民の経済生活というものは、やはり漁民の生産活動の中から生まれてくるものであつて、漁民の生産手段の一番大事なものには漁船であり漁具でございます。その生産手段である漁船、漁具というものは、これはおもに漁船災害補償法でもって補償される。それから生産による漁獲ですね、生産高、そういうものは漁業災害補償法によつて補償される。二つの補償法が一体となつて漁民の経済生産が守られる。漁具等におきましては、これは常に漁船に搭載されておる漁具については漁船災害補償法がこれを対象として補償しているが、しかし、操業中の漁具については漁業災害補償法がこれを対象として補償しているというようななかつて、結局、これは別なものでなく、両々相まつて漁民の経済生活を守つていくというものでございまして、本来的に言うならば、これは一本であるものだろうと私は思ふのであります。しかしながら、現在の段階においては、漁船災害補償法のほうはずつと見当分でありまして、昨年で三十二億の剰余金を持つておつた。今度生まれる漁業災害補償法は、剰余金どころか、連合会では五億の赤字を持つておるといふような状態である。もちろん、保険の仕組みが違ひますから、一がいには言えないと思ふのでありますけれども、したがつて、いまの段階で一本になることは困難でありまして、また、いまの段階で一本にするといつたら、漁船のほうからは断固として反対するでしよう。うちのほうでせつかく貯蓄した金を漁業のほうで使うんだというわけで断固反対するであります。だから、いまの段階ではできないでしよう。しかしながら、本来的に言うならばこれは一本であるという基本的な考え方に進むならば、将来、こちらの制度の運営よろしきを得て、こちらもつぱにひとりで歩みができる、こういう事態を迎えたならば、そこで両方が一本になる、こうなつていいのではないかと、また、そうさせるべきではないかと、私はそう考えるわけですが、これに対する長官の基本的なお考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(久宗高君) まことに同感でございます。動の中から生まれてくるものであつて、漁民の生産手段の一番大事なものには漁船であり漁具でございます。その生産手段である漁船、漁具というものは、これはおもに漁船災害補償法でもって補償される。それから生産による漁獲ですね、生産高、そういうものは漁業災害補償法によつて補償される。二つの補償法が一体となつて漁民の経済生産が守られる。漁具等におきましては、これは常に漁船に搭載されておる漁具については漁船災害補償法がこれを対象として補償しているが、しかし、操業中の漁具については漁業災害補償法がこれを対象として補償しているというようななかつて、結局、これは別なものでなく、両々相まつて漁民の経済生活を守つていくというものでございまして、本来的に言うならば、これは一本であるものだろうと私は思ふのであります。しかしながら、現在の段階においては、漁船災害補償法のほうはずつと見当分でありまして、昨年で三十二億の剰余金を持つておつた。今度生まれる漁業災害補償法は、剰余金どころか、連合会では五億の赤字を持つておるといふような状態である。もちろん、保険の仕組みが違ひますから、一がいには言えないと思ふのでありますけれども、したがつて、いまの段階で一本になることは困難でありまして、また、いまの段階で一本にするといつたら、漁船のほうからは断固として反対するでしよう。うちのほうでせつかく貯蓄した金を漁業のほうで使うんだというわけで断固反対するであります。だから、いまの段階ではできないでしよう。しかしながら、本来的に言うならばこれは一本であるという基本的な考え方に進むならば、将来、こちらの制度の運営よろしきを得て、こちらもつぱにひとりで歩みができる、こういう事態を迎えたならば、そこで両方が一本になる、こうなつていいのではないかと、また、そうさせるべきではないかと、私はそう考えるわけですが、これに対する長官の基本的なお考えをお聞かせいただきたい。

ます、と申し上げたいのでありますが、経緯が、ちやうど御説明の中にもございましたように、現状におきましてはまだそこで両団体と関係者の間にも熟しておりませんし、その前に理論的にはかくあるべきじゃないかといったようなことで多量にたがひがあつた経緯もございまして、私も、私どもといつたしましては、この段階では、やはり共済関係が体をなすことに専心いたしまして、しかし、将来、それぞれの団体にしまして漁業の実態なり制度の展開なりをお考えになりまして、さらに統合された大きな発展を希望されるような段階が来ることもあるべし、また、そういう段階におきましては、新たな考え方これに臨んでよろしいんじゃないかというように考えております。

でありまして、その目的とするところは、自主的な努力によつて組合の赤字を解消すべく、そういうことを、ねらいとしたものであります。その目的達成の併用手段として組合の合併を進めてまいつてこられたわけでありまして、その実績は、昭和四十年で、合併件数で百五十八件、関係組合数四百九十、こういう資料が出ておるわけでありまして、この実績の上に立つて私は質問を申し上げるわけでありまして。

○川村清一君 以上で、相当長時間にわたつて質問いたしました。漁業災害補償法に対する質問は終わりたいと思ひます。いろいろごまごましたところまで御質問したわけでありまして、いづれにいたしましても、漁民にとりましては大事な問題でございますので、今後ひとつ十分御努力くださいまして、ほんとうによい法律としてますます発展させるとともに、その運用よろしきを得られようように切にお願いを申し上げます。

○説明員(関根秋男君) 協同組合整備促進法によりまして不振組合の整備を三十五年以来やつてまいつたわけでございますが、不振組合は若干は残されているわけでありまして、その中には、たとえば北海道のニシンの不漁とかそういった関係で大きな欠損金がかかっている組合もあるわけでありまして、そういうものの反映をいたしまして、繰り越し欠損金といつたしましては、先生いまお話しのような数字が出ておるわけでありまして、御提出しております資料をごらんになつてもわかりま

すように、当期の利益と当期の欠損を比べてみますと、利益のほうが多いということで、徐々に回復はされているのであります。しかし、全体として見ますと、なお欠損金の多い組合もあるということでございます。そういうものに對しまして、今度の漁業協同組合合併助成法によりまして、そういった不振の原因となつておる、まあいろいろ原因があるわけでございますけれども、

法は、漁業協同組合整備基金の設置等の施策を伴つて、不振組合の整備につとめてまいつたわけ

基盤の整備ということに力を注いで、基本的にそういう原因を除去するような方向での対策を講じたい、こういう考え方でございます。

○川村清一君 未処理の欠損組合は、三十五年には八百一組合、二八・九％、これが三十九年には六百九組合、二三・九％、三十五年から三十九年までの間で約五割は減っております。この整備法による整備計画の樹立の期限は本年の三月三十一日でありましても、この計画が完全に実施されるまでにはまだ期間が五年あるわけです。とすれば、完全実施された時点においては、推定どのようなふうになるか、これはわかりませんか。

○説明員(関根秋男君) 整備促進法は昭和四十六年まで続いていくわけですが、現在の段階におきまして、協同組合の執行体制というふうなものが整った大きな不振組合はすべてわれわれのほうとしては取り上げたというふうな考え方でございますが、整備計画の達成年度であります昭和四十六年でございまして、それまでは、われわれのほうの取り上げました不振組合につきましましては、おおむね整備を達成する、こういうことを期待しておるわけでございます。

なお、そういうものと、その後存在するであろう不振組合の欠損金の額を足したものに就いては、ただいま資料を持っておりません。

○川村清一君 今度の法律の実施によつて目標とされておるものは、現在約二千五百組合ある。このうち千三百組合くらいを対象としまして、三組合を一組合ぐらゐに合併していきたい。そうすると、大体四百組合ぐらゐになる。そうすると、現在の組合と合わせて結果的には千六百組合ぐらゐにしたい、これが合併の目標のようでございます。

そこで、お尋ねするわけですが、整備計画の終了時点で、なおこういう未処理の欠損金を持った組合が相当あります。まあ計画では不振組合がなくなつたかと思いますが、四十六年まであります、その点の資料をここに持つてきており

ませんのではつきりいたしません。しかしながら、事実問題としては、なおかつ相当不振組合が存在するのではないかと私はこれは想定しているわけでございます。そこで、現在まで、整備の中で赤字を解消するというのを目的にして、いかに努力してきた。そして、それが直接の目的ではないけれども、併用手段として組合を四百組合合併してきた。それで、現在その合併されたものが終わつて残つた組合で、これをさらに千三百組合を四百組合ぐらゐに合併するということは容易なことではないのではないかと私は考えるのであります。と申しますのは、私は漁業者ではございませんけれども、まあ北海道におつてこういうことを見ておりましたので大体想像がつくんですが、容易なことではないと思う。そこで、千三百ぐらゐを三組合を一組合に合併して四百組合ぐらゐにしたいという目的を持たれることは自由ですが、しかし、その目的が実現性も何もないような目的であつては、法律審議にあつたての目的とは言えないと思う。私も少なくとも、まじめに法案審議をしておるんですから、こういう法案を出されて、いま千三百ぐらゐの組合を四百ぐらゐに縮めるといふ目的をもつてこの法案を出しているんだ、審議していただきたいというのだから、だとすれば、そういう行政指導なり措置をなされるおなたの方のほうでは、相当の見識を持ち、やり得る自信がなければ出し得ないと思うのですが、ほんとうにその自信を持って出しておるのか。私はこれは容易なことではないと思う。

○説明員(池田俊也君) 先ほどの川村先生の御質問にちよつと触れさせていただきたいのでございますが、従来二百四十五組合を不振組合対策の対象として取り上げました。まあ過去三十五年からやつてまいつたわけですが、どうも全体から見ると必ずしも損失金が減つていない、むしろふえておるといふような点で少しおかしいんじゃないかという御印象を持たれておるようでございますが、これは結果としては確かにそういう点でございます。ただ、従来の整備法の扱いとい

たしまして、二百数十というふうな特に不振の組合を取り上げまして、それを立ち直らせるということで事業を集中した、こういう経緯でございます。漁協全般といたしまして、二千五百ある中でございまして、ほんの一部でございます。これは前々から申し上げておるわけでございますが、漁協全体は、御承知のように、地区が狭小でございまして、組合の経済事業の基盤が弱い、こういうことでございまして、やはり必ずしも経営のよくない組合が多いわけでございます。その中でよく悪いものを取り上げたわけでございます。まあそういう関係で、全体としまして、必ずしも収支の状況が大局的に見ますと顕著に改善されてないということになるわけでございます。そこに、今回、もう少し範囲を広げまして、合併を中心いたしました、経営基盤の強化をはかりたい、こういうことで法案を御提案申し上げて御審議を願つておるわけでございます。

ただいまの先生の御質問でございますが、私もいたしましては、実は、この数字は確かに抽象的な数字でございます。前々から御説明申し上げておりますように、従来の沿海地区の漁協の一つの平均的な姿を見まして、それ以下にあるようなものをこの際引き上げたい、こういうようなことから出たわけでございます。まあ抽象的なものではございますが、従来県の直接指導をやつております県の担当者の方々の御意見あるいは団体の方々の御意見を十分いろいろ拝聴いたしました。この程度は何とか努力をすればいくんじやなかろうか。もちろん、それには、法律という裏づけが必要でございますし、あるいは助成という措置も必要でございます。それがあれば何とかいくんじやないだろうか、こういうふうな印象を持つたわけでございます。ただ全く目当てなしにこういうふうなことを御説明申し上げておるわけではないわけでございます。なお、従来までの合併の実績を見てまいりますと、最近特に合併の意欲が高まつているのじゃないかという印象を私も受けるわけでございます。たとえば昭和四十年

であつたかと思ひますが、二百程度の組合が合併をいたしております。今回私も考えておりますより若干数は少ないわけでございますけれども、法律の制定ができ、それに対するいろいろな措置がとられるならば、それに若干プラスした程度でございますので、実現は決して不可能ではないと、かように考えておるわけでございます。

○川村清一君 こういう法律を出されるのでございますから、相当自信を持って出されておることは当然だと思つておられますけれども、いま部長の御答弁の中にもありましたが、相当機運が盛り上がつてきておる、ただ、合併を促進していく裏づけとして法律が必要なんだ、助成が必要なんだ。このことは、私は非常に重要な発言だと思つておられます。法律が必要だということ、これは、法律をつくつて、法律でまづいておるのだから合併せよといふふうな上から押さつていく、押しつけていく合併なんです。先ほど、私は、漁災法につきましては義務加入をすべきじゃないかと。三分の二まで入つたらこれは全部が一人残らず入るなんというところはとも困難なことなんでしょうから、憲法でさえ三分の二の賛成があれば改正できるんだ、こういう例にもならない例をもつて申し上げました。しかし、長官は、こういう方法をとらないんだ、あくまでも個々説得、理解協力これを求めて加入させていくんだ。まことに民主主義に徹したおことばであるとして私も感激いたしましたわけでありまして。ところが、いまは、合併は法律の裏づけが必要だということ、ある一面においては法律をつくつて法律で押さつていくという思想がそこにあるとしたら、それは部長さんにあるという意味じゃございませんよ。長官にあるという意味でもございませぬよ。みんなに聞いてみたら合併の機運はあるんだ、しかし、合併を促進するためには法律が必要なんだと言つても、その地方にいる漁村の指導者のものの考え方の中にこういうものが残つてゐるんだ、ないかということなんです。それは非常に危険である。それは、上からきめて押さつて合併

併をさせようとするのではないかとことをおそれて私は申し上げているわけでありませう。

一面、しかし、私は、いただいた資料もしいに見てみまして、一人も職員がいらない、全く職員が一人もいない協同組合があるということ、しかも、その組合が二百七十四組合、一〇・六割もあるということを知って驚いたわけですが、まあ私は北海道しか知らないのですが、どうも私は寡聞にしてそんな組合は見たことがない。やはり日本の国は広いなと思つて驚いたわけですが、そういう事実の上に立つて考えてみると、適正な事業経営ができる組合を育成するために合併を進めていくことはぜひ必要なことであります。これはやめていかなければならないと思ひます。そうしていかなくつたら、組合経営ができないと思ふ。組合経営ができないのは、もろもろの漁民のためにつくつた法律の運営ができないわけですね。ですから、合併は必要である。しかしながら、合併が必要だからといって、性急なあまりに上から押さつけることは絶対いけないと思ふのであります。

そこで、お尋ねしますが、整備の制度の間中にも、整備法というのは合併を直接目的にした法律でございせんから、行政的な指導は水産庁のほうではすぐなされないかもしれせんけれども、各県の水産課あたりでは知事あるいは小さな地方自治団体の町村長あたりの中では、相当合併を勧告し、あるいは進めるようなそういう指導はしたのであります。したけれども、遅々として進まないで、現在このような状態になつてきておるのであります。この事実を私は事実として見なければならぬと思ふのであります。そこで、大事なことであるにもかかわらず、合併が進まない。その合併を困難にしているおもしろい理由は何かという、その理由をまず分析してみなければならぬ。これは何が理由で、絶対いいことであるにもかかわらず、合併が進まないのか。どういふふうにかかわらず、合併が進まないのか。

○説明員(池田俊也君) 私のは先ほどの御説明の中のことばを非常に簡単にいたしましたので、多少

十分な御理解を得られなかつたように思ふのでございませうが、法律が必要であると申しましたのは、実は、直接法律という旗じるしを立てまして行政庁等が強圧的な指導をする、こういう意味で申し上げたのではないわけではございませう。と申しますのは、漁業の場合には、これはいまの御質問にも直接つながる問題でございませうが、一面では、漁業権の管理団体としての性格を持つていて、漁業権を利用して漁業をやっている人たちから見ますと、幾つかの漁協が合併いたします場合に、自分たちの権利がなくなるのではないかと、あるいは非常に薄められるのではないかと、こういうような懸念を持つてございませう。そういうような点から漁業制度といひますか、それから見てどうかという問題ではないに、一つの妥協と権利を尊重する、そういうことによつてむしろ合併を円滑にするということも現実的な問題として考える必要があるんじゃないか。こういうこととで今回の法案では特例措置を設けておるわけではございませう。それからやはり合併をいたしました場合に不必要な経費の支出があるということになりますと合併が円滑にいけませんので、税法等で特例措置を設ける、こういうようなことを今回の法案では規定をしておるわけではございませう。私が先ほど法律が要ると申し上げましたのは、そういうようなことを意味しておるのでございまして、そういうような合併の障害となるような事項について、なるべく円滑な合併ができるように、制度的な処置をとりたい、こういうことで、そういうような方法をとつておるわけではございまして、そういうふうにとつと御理解をいただきたいと思ひます。

それからただいまの合併の場合の一つの障害となるような事項でございませうが、これは漁業権の問題が大きな一つの問題でございませう。それからさらに、それぞれの地域の漁民の感情と申しませうか、意味では地域的なセクショナリズムといひますか、そういうものがかんがひございませう。たとえば、一緒になつた場合に、組合長をよその部落にとられるのではないかと、事務所が自分のところには置かれないのではないかと、そういったような意味では不安がございまして、これが合併のかなり大きな障害になつておるようではございませう。それからいい組合と悪い組合とがかりに合わさるということになりますと、従来の組合員の持ち分がございませうが、それがいい組合は何か非常に損をするのではないだろうかといふことで、そういう財務のある意味の不均衡といふものがかなり大きな障害になつておるようではございませう。

その他いろいろ理由があるかと存じますが、おもだつたものを拾つてみますと、そのようことではなかつたかと思ひます。

○川村清一君 私、ただいま部長さんが指摘されたような問題が合併を困難にしているおもしろい理由であるかと考えております。特に、漁業権の管理の問題などは、大きな問題ではないかと思ひます。特に貧困な北海道あたりで言うならば、コンブ漁業に大方を依存しておる小さな部落の組合など、合併が困難な大きなウエイトを占めておるというふうには確かに思ひます。地域の感情が入つてまいります。しかし、地域の感情といふのは、部落感情でございませうが、これは確かに悪い面もあるわけではあります。しかしながら、全部が悪い面ではなくて、よい面もあるわけではあります。いゝ意味の地域感情といふものも存在するわけでありまして、その点はやはり尊重してやらなければならぬ。そういう感情を無視してしやにむに合併を進めさせていくといふことは、これは決してプラスにはならないと私は考えるのであります。

一つの例をとつてみますと、現在合併しない、職員の一人もいないような協同組合といふものの存在する地域といふものは、小さな部落だと思ふのです。部落と言ふのは、北海道で部落と言ふんで、本州のほうでは何と言ふかわかりませんが、小さな僻村であります。そういう小

さな僻地の僻村に参りますと、部落の文化生活のセンターとして学校があるわけですね。それから経済生活のセンターとしては漁業協業組合があるんじゃないかと思ふのです。それで、学校の統合などということは、これは非常にむずかしい問題です。やはり愛着があるわけですね。これと同じように、部落の経済生活のセンターである組合に対して、あるいは組合の建物に対して、部落民はやはり非常な愛着を持つておるわけですね。これは、私は、いい意味の地域感情、住民感情だと思ふのです。これを無視するといふことはいけません。しかしながら、組合が合併するといふと組合の役員を失うとか、あるいは、小さな漁業権の縄張り争ひとか、あるいはまた、ちつぱけな地域感情にとらわれて、そうしてそれが合併を阻止しておるということであらば、これは悪い意味の感情でございませうから、それを払拭するために努力していかなくてはならないと思ふわけでありませう。

いずれにしても、いま部長が指摘されたようなそういう阻害要因があるわけでありませうから、そういう阻害要因をどうやって解消しようとするのか。法律をつくつて、そしていろいろ助成措置を考へて、こういう助成をする、あるいは助成をするといふ、その助成だけでもつてごちそうを並べて合併しない、こういうことだけではなかなかうまくいかないんじゃないか。やはり、そういう部落民の組合に対する愛着心、こういうような精神的なもの、こういうものも含めてもつと総合的な具体的な方策を打ち立てていかなければならぬ。合併はできないではないか、かように考えるわけではありますけれども、具体的な方策といふものをもち合わせになつておられるかどうか、それをひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○説明員(池田俊也君) これは、ただいま先生の御指摘になりましたように、いろいろな地域的な問題がございませう。その中には、ある意味で利己的なものの感じ方もございませうし、あるいはそうじゃなくて部落のそれぞれのいろいろな尊重しな

ければならない一つの考え方もあると思います。要するに、そういうものをいかに調和するか、それを経済的な観点から見た漁協合併の一つの目標といかに調和させるかというのがむずかしい一つの課題であるわけですが、私どもは、この問題は、県の当局において、それぞれの団体あるいは町村等の御意見を十分に聞いて、その他のものも漁業上のいろいろな条件を考えまして結論を出していただくが必要なんではなからうかという事で、まず端的に考えられます方法といたしましては、各県においてそういうような関係の方々にお集まりをいたしまして、何といひますか、協議会みたいなものを組織をしていただいで、それぞれの県の将来のあるべき漁業の姿、あるいはそれに関連した合併の姿というものを描いていただいで具体的な検討をしていただきたい、こういうような考え方を持っているわけですが、まして、いずれ法律が制定されました際には、そういうような線で指導をいたしたいと考えておるわけでございます。

○川村清一君 漁業法が制定せられてから、今日で、約二十年近くたつわけでありまして、漁業法の目的は、漁業の発展はもちろんであります。が、あわせて漁業の民主化をはかることというところを法律に明らかにしたておるわけでありまして、漁業法が漁業制度の根幹であることは、申すまでもございせん。この漁業法の民主化をうたつて制定せられたところの漁業法が施行せられてすでに二十年近くもなんとなんとしているのに、はたして漁村の姿というものは民主化がどの程度進んでおるかどうか。これを都市に比べてどうか、あるいは農村に比べてどうかと比較検討してみるときに、あるいはこういうことを言えば漁村の方々にしかられるかもしれせんが、私の目から見るときに、漁村の民主化というものは他の地域に比べては遅々として進んでおらないのか、かように考えております。そういう面のあらわれがどういふところにそれは端的にあらわれておるか、こう聞かれますと、私は、たとえば自分た

ちにとつて一番、大事な経済生活の中心をなす組合の役員選挙に對して組合員はどのような考えを持ち、どのような熱意をもって選挙権を行使しておるかどうかというように検討してみたり、あるいは、海区調整委員会の委員の選挙等がどういふような姿で行なわれておるかというように検討してみるときに、たとえば、農業委員の選挙など比べてみて、まだまだこれはおくれでおるのではないかと。こういう一つの具体的な姿の中から、漁村の民主化というものはおくれでおるのではないかと、かように私は判断しておるのではありません。これが、よいことにきまつておる組合の合併——組合を合併することによって漁村はよくなるわけでありまして、自分たちの生活はよくなるわけでありまして、組合がどんどん経済事業をやるわけですから、それがなかなかできない、こういうものにつながつてくるのではないかと。思ふわけでありまして、したがって、これは行政庁である役人の皆さん方の直接の仕事ではないかもしれませんけれども、しかし、組合指導という大きな任務を持てているわけでありまして、こういう任務の中でこういう点はぜひ推進されるべきではないか、指導されるべきではないかと私は考えるのであります。この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(久米高君) 御指摘のとおり問題があると思ひます。御質問の中にもございましたように、旧漁業法を改正いたしました場合に、漁業権を開放いたしました新しい制度に組みかえたわけでございますが、たまたま当時まだ占領下でもございましたし、漁業権の所有をいかにするかという問題につきまして相当やっかいな問題がございまして、結果におきまして漁業権の帰属を現在の制度のような形にしたわけでございますが、当時、新しい漁業調整委員会というものを設けまして、これでは権利の運用につきましても調整がつくのではないかとこのうに考えたわけでございますが、結果におきましては、どうも旧漁業権の切りかえと関連いたしまして、逆に、部落対立

と申しますか、部落感情を醸成した結果になったように思ふわけでありまして、それが今日まで続いております。漁業権の新しい帰属はきまつたけれども、結局、その場合に、その受け手といたしましての漁民組織というものが部落単位にほぼつづられて、現在、資料で差し上げておりますように、他の経済活動とは隔絶したかっこうにおきまして、旧町村以下、しかも部落単位の漁協が相当多数あるという結果を招来しておるわけでございます。これはまさに部落対立と漁業権との関連がそのままのかっこうで残つたかっこうに思われるわけでございます。その結果、もっと進んでしまふべき民主化も、それによつてむしろ阻害されたという反省があるわけでございます。

そこで、今回の協同組合の合併におきましては、まあそれぞれの各種の組織が今日までいろいろの意味で経済発展に即しまして合併しておるわけでございます。町村合併なり、他の組合の合併なりの経験の中ではば共通した問題が、それぞれの団体がそれぞれ卒業しておられる問題でございますが、漁協の特殊な問題といたしましては、御指摘のございましたような漁業権の管理という問題が、まさに特別な問題といたしまして合併を困難にする漁民の意識の中に深い根をおろしておるように思ふわけでございます。

ただ、前回も申し上げましたように、そのようなことで漁民組織の活動を限定いたしております場合に個々の漁民として失うべき経済問題の大きさが実は非常に大きな比重であるというところを必ずしも十分関係者に認識してないかというところを思ふわけでございます。こゝまで他の経済が発展してまいりましたことを考えまして、漁業権の管理問題につきましては今回のような特例がはつきり打ち出されておりますので、その問題については一応心配しない、そのために失つたものはどのくらい大きい、つまり組合の規模を拡大しないために失つてきたものがいかに大きい、かということをも具体的な形で漁民の方々にわかるような素材を

提供いたしますことによりまして漁業権のほうの問題の心配は除きまして、それでは新しい経済的な規模に合体していくという機運を促進してまいる必要があるかというふうに思ふわけでございます。さういふ意味におきまして、先ほども御注意がございましたように、この種の制度の運用でしばしば問題になります画一的な運用はもちろん避けまして、上からの押しつけは絶対的に避ける必要があると思ふわけでございますが、しかしながら、別の意味におきまして、合併によりまして利益がどのような形であるかというものを具体的に示す活動におきましては、非常に積極的に行ふべきではないか。そういう意味におきまして、中央にもさうでございますが、この法案が通りまして場合に、県の担当者にお話しいたします場合に、御批判をおそれて運用を消極的にしてはいけません。むしろ素材は十分に活用し、指導も徹底してやるべきだし、熱意をもつてやるべきだということを申し上げて御期待に沿いたいと思つておるわけでございます。

○川村清一君 漁業権の問題が組合の合併を阻害しておる大きな要因であるといふことは私もわかるわけですが、それを無理してやりますといふと、もう血を流すような大騒動が起きるわけでありまして、現実の姿を私は見ております。しかし、その漁業権の問題は、今度の法律の特例によつて解決するわけですからいいと思ふのです。それから今度は、合併する場合に、一つの組合が大きな赤字を持っておる。その赤字を持っておる組合に赤字でない組合が合併していく。それは吸収合併になるのか均等合併になるのかかわかりませんが、合併していく。そうすると、結局、赤字のない組合が、合併することによつて赤字の負担をしなければならぬと思ふところ、それに對して反対もありまして、そういう場合には、この赤字の解消をまずやってやらなければならぬと思ふわけですが、そこで、赤字の問題ですが、これはまた漁村の民主化とも非常に大きなつ

なかりがあるわけであり、先ほどから何回も言っておりますが、私は北海道の漁業が知らないうちでございまして、本州のほうにも同じような事例があるのじゃないかと思ひます。たとえば、ある組合が一万から一千万の固定負債をしょつておる。このために、組合員が金を借りるにしても、組合がいろいろな事業をするにしても、それが大きな阻害要因になつてつちもさつちもいかないと、こういうようなことになる。それから、その一千万の借金と金というものはだれがしたのかということとをさらに検討してみると、一体その組合に属する組合員全部の責任かどうかということを検討してみると、そうではない。その組合員のかつては指導者であつた何人かのごくわずかの人の借金である。それは、たとえば、定置漁業をやるとかあるいは大型の漁船を経営するとか、そういうようなことで多額の借金をしておつた。たまたま事業が不振になり、倒産してしまつた。そういうようなことから借金の返済も何もできなくなつた。その借金が固定してしまつた。おまけに、借金をしてしまつた人はどつかに姿を消してしまつた、あるいは死んでしまつた。と、こういうようなものがあつてその借金というもの組合にすつかりついでにおるわけですね。そのために組合員がたいへんな迷惑を受けておると、こういう組合もある。そういう借金を整るために、北海道の道さや、あるいは北海道の連合会、信連あたりは、非常に苦勞されてしまつて努力されてそのういふものの解消につとめられてまいつてきておるわけでありまして。そういう事例が幾つもあるわけですね。ですから、借金借金と言つたつて、その借金を分析してみると、いろいろな借金があるわけですよ。そういうことで組合員が役員に対する不信感を持ったり、部落の対立感情を高めたりして、そういうような感情的なものが組合の合併をまた阻害しておる、こういうようなことにもなります。

そこで、これはいろいろ施策が必要でございまして、まずその施策の前に、何といひましてそ

の組合の指導者に人を得るということが最も大事なことではないかと私は思ふのであります。そうでなくとも、現在の漁村は、もう若手の労働者がほとんど流出してしまつて、そうして漁村に残るのは年寄りばかりである。そういうようなことで、次代を背負つてその組合を運営し、部落を指導していく人がいなくなつてくる、こういう情勢にあるときに、どうやってその次代を背負つてその組合を運営し、部落を指導していく、そういう人物をつくるかということがきつめて大事なことでと思ふ。要するに、漁村に、その組合を運営する責任ある立場に、ほんとうに協同組合精神に徹し、協同組合運動に徹した人を得るならば、その組合はりつぱに育成されていくと思ふのです。そういう組合を持った漁村はりつぱに繁榮していくと私は考えておる。これはもう北海道にきつとあるんですよ。北海道の協同組合連合会あたりは、非常な大きな負債をしょつて再建整備の団体になりましたけれども、りつぱな指導者を得ました。北海道の全漁民の信頼を得、あるいは道庁方面の非常な協力を得て、りつぱに再建をされておる、こういう実例もあるわけですね。人を得る。そして、人を得るといふことは、その部落が民主化されることです。そのためにもっと努力してもらわなければならぬ。そういう土台があつて、その土台の上にいる人々今度は行政的な処置がなされなければならぬと思ふんです。漁民の社会的な経済的な地位を向上するためのいろいろな施策がなされ、あるいは組合施設の拡充、組合への援助措置といふものが行政的になされていく、そこではじめてりつぱな組合が育成されていく、つくつて、ただ法律によつて合併せよ合併せよといつて合併をすすめたところで、こんなものは何にもならないと私は思ふ。合併したつて、りつぱな組合にならぬですよ、それは。私はそう考えるんですが、そういう方向にひとつ御努力をお願いしたいと思ふわけですが、これに対する御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(久家高君) 全く同感でございまして、

で、たしかこの委員会が最初のころ御説明いたしましたところに申し上げたのでありますが、今回の合併の法案は、題目はまあ合併という形ではございまして、漁業権と組合の關係というものが、いわば、何と申しますか、占有權的な形で、そのようなものに目を向けない要素になつておつたかと思ひますので、それがそのようなものではないんだということを明らかにいたしますと同時に、根本的な漁村の立て直しの一環としていたしまして取り組もうとしたしておるわけでございます。私どももいたしまして、ただ合併の事務の促進を計画的に進めるといふだけではございせん、根本的な立て直しを考へておるわけでございます。また、さような気組みがなれない限りにおきましては、現在の進みました経済に即応していけないという感じを持っておりますので、さような氣組みで取り組みたいと思つております。

○川村清一君 それじゃ、時間も四時を過ぎましたので、あとこれ一問で終わりたいと思ひます。

私が申し上げました、まず、漁村の精神的な基盤といひますか、それをつくるために御努力をお願いいたします。これはまあ水産庁の直接の仕事でもございせんけれども、そういう方向にも指導の目を向けられると同時に、その基盤の上に、今度は、合併することによつてこのようによくなるんだということとを啓蒙されると同時に、合併した後にどんなととをそういう事業を進められる。すなわち、組合の施設を拡充していき、組合の援助措置を進めていく。現在、沿岸構造改善事業というふうなものが行なわれておりますが、これは予算が少なないのであります。効果があがつておりません。これは前

に申し上げたとおりであります。次に、漁村の生産をあげるための大事な基盤である漁港の整備、これなどもとんととして実績があらぬ。先日も指摘されておりましたが、これなどはこの数字を見ますといふと、驚くべきほど少ない。第一次漁港整備計画は、昭和二十六年から二十九年まで、その進捗率はたつたわずか二・三％。第二次の漁港整備計画は、これは昭和三十年から三十七年まで行なわれまして、この進捗率は七・一％であります。それから、第三次の整備計画は、昭和三十八年から四十五年まででございまして。これは四十一年度推定三五・四％、四十二年推定四九％、こういう率で進んでおりますが、最終の四十五年まで一体何％になるか。これを道路整備などの進捗率と比べてみると、全然問題にならないわけですね。こういう点にはもっとも努力していかなければどうにもならないと思ふわけですね。

それから合併のいま問題になつておるようなそういう漁村は、第一種、第二種、第三種、第四種といふような漁港よりもっと小さな補修改良と、こういう程度のものだと思ふのです。まあ、これだつていまなかなか進度がおそい。ですから、こういう漁港の整備と同時に、最小限度船揚げ場のようなものはほとんどこれはつくつてもらわなければならぬと思ふわけですね。

それから道路でございまして、これも前の委員会でもお話がございましたが、私はこういう実例を一つ知つております。これは、終戦後、樺太引揚者が、北海道のある海域に開拓漁村をつくつたわけでありまして。そうして漁業をやつた。相当水揚げがあるわけでありまして。その水揚げされた魚を運ぶことができないのであります。道路がないから。トラックが入ることができない。そこで、せっかく漁獲した、そういう魚がちつとも商品価値が出てこない、こういうことになる。ついにその部落はみんななくなつてしまつた、こういう例を知つております。あるいはまた、これはそういう開拓地でございまして、もうそこに漁村が

できてから百年近くもそういう歴史を持つておる地帯でありまして、魚の種類は相当あるわけですね。あったところで、とった魚をどこにも運ぶことができないのです。道路がないから、したがって、その辺では、しょうがないから、イカだけをとってある。イカに依存する漁業。ほかはまだ魚がある、とつたらよきようなものだけれども、とつたところではない、こういうようなところもあるわけですね。したがって、道路をつけたら、道路がなければそれらの魚が冷凍船でも運ばれるとか、こういう処置がされれば、その辺では経済的に非常にためになるわけですね。そのような処置もぜひ考えていただかなければなりません。

いずれにいたしましても、私は声を大にして申し上げたいのは、これは私人の意見ではない。いろいろな人に聞いているのです。みんなが言うのですから、おそろくみながそう思っていると思うのですから、水産庁長官、ひとつ聞いていただきたい。役所の中で大蔵省に一番弱い役所は水産庁だと、これはうそですかね。みんなそう言っていますよ。これではたいへん困るのです。私は漁民の声を代弁してきようはいろいろ長持間にわたって御質問申し上げておりますが、皆さんが、全国の漁民の利益代表という立場で、漁民の生活を守るんだと、こういう立場から大蔵省にどんなに折衝して、強く当たって、予算を獲得してもらわなければいけないと思うのです。漁港の予算の進捗率が四〇%や五〇%ではしょうがないじゃないですか。構造改善事業は相当やっていると、やっておったって、それが数字的に効果が一つも出てきていないのです。これは白書にちゃんと出ております。出ておらないといふのはどういふことかといふと、予算が少なから、効果があがるような仕事にまで進んでおらないといふことなんです。それをもっと大きな予算でどんな事業を拡大していくならば、必ず構造改善事業は効果をあげてくるはずなんです。

それから資源がない、資源がないと言つたのだが、ほんとうにないのか。あればとれたサンマなんかちっともとれなくなったのは、一体どこへ行つたのか。まさかソ連の船がやってきて全部とっているわけでもないでしょう。白書の上では、何おは不漁であった、しかし漁価が高くなったので漁民の生産高は上がったなどといふことを平面的に書かれておりますが、なぜ一体そういう資源がいなくなったのかといふことは一つも分析されておらない。これは皆さんの責任じゃないのです。やはりこれは資源調査ですよ。もっと資源調査の予算をどんどんとって、そうして沿岸にはもう資源がないのか、また、ふやす資源があるのかどうか。あるいは、底びきなどの問題があります。底びきは沿岸をひけば沿岸のじやまになるから、もっと深海をひいて沿岸のじやまにならないように底びきができないかどうか、深海に資源がないのかあるのか、こういったようなことをもっとも調査してもらわなければならぬと思つておられます。そうして、そういうようなものが遠洋へあるいは沖合いへどんどん出ていってしまうといふと、沿岸のほうがあきましますから、そうすると、沿岸漁民のいろいろな生産をあげることができて経済生活が楽になってくる、組合の運営も楽になる、こういうようなことになるのじゃないかと思つておられます。

要約して申し上げますと、世間では水産庁という役所は大蔵省に対して一番弱い役所だと、こう言っておりますが、決してそういうのではないんだ、水産庁は大蔵省に対しては一番強い役所なんだと、こう漁民に言われるような役所になっていただきたい。きょうは大蔵省がいまから、久保政務次官から、あなたは責任者でございますから、これに対して御見解をいただきます、私の質問を終わりたいと思つています。

○政府委員(久保勲一君) ただいま特に沿岸漁業の振興を中心とする御熱意のある御意見を拝聴いたしましたのでございます。御意見の中にもございまして、特に沿岸漁業の振興という問題は、水産行政の中でやはり一番ウェイトを高くして私どもが考えていかなければならぬ面であると思つておられます。それは、単に、漁獲高が全体の漁獲の三割以上を占めておる、それにかかわらず非常に多数の漁民がそれに従事しているといつたような実態からばかりでなく、従来、率直に申し上げまして、沿岸漁業の振興に対しては、熱意はありましたものの、予算その他の面で十分でなかつたことは、私も率直に認めざるを得ないと思つておられます。

具体的問題としてお取り上げになりました漁港の整備にいたしまして、何回も本委員会御指摘のございまして、整備計画を何回か練り直しながら、なおかつ現在の段階におきましては計画の半ばにも達していないという実態でございます。それに加えて漁民からのこの問題に対する要請は非常に熱烈でありまして、私も沿岸漁業の問題について陳情を受けました問題の大半は漁港の整備の問題でございます。したがって、これは沿岸漁業の基盤でございますので、従来もそうでありましたが、さらに私も熱意を持ちましてこの予算獲得には努力をいたしてまいりたいと思つておられます。

次に、構造改善の問題でございますが、この点につきましては従来水産庁としましては努力をいたしておりました、その一部につきましてはそれぞれ効果があがりまして、これまた各地の沿岸漁民からぜひ自分の地先に構造改善事業を実施してもらいたい、漁業の数をふやしてもらいたいという要望は根強いのであります。したがって、構造改善についても今後一段の努力を予算的にもいたさなければならぬと思つておられます。

特に御指摘のありました沿岸漁業に対する沖合い等からの競合の問題でございますが、この点について、従来、水産庁としましては、県当局特に漁業調整委員会等を指導しまして、競合をいたさないように、沖合いから沿岸を圧迫することの政令その他をもちまして規制をしてまいっております。

また、沖合いから沿岸を圧迫することの政令その他をもちまして規制をしてまいっております。

ますけれども、これまた率直に申しまして、沖合いからの競合が依然としてあとを断たない状態であるように思つています。たとえば、網の問題にしても、漁船のたきまます燭光にいたしまして、それぞれ政令あるいは県の条例等をもって規制はいたしておりますけれども、これらの点は沖でやる仕事であります関係から、なかなか監督その他も十分でありまして、十分徹底をいたしておりません。そういうために、どうしても沿岸に対する沖合いからの何と申しますか、侵入といひますか。資源の保存上いろいろと隘路、問題があることは事実であります。したがって、今後さらに沿岸漁業を守りますために、沖合い漁業との漁業調整の問題については特は重点施策として考えてまいりたいと思つておられます。

とにか、具体的に申しまして、御指摘のありますとおり、私も、今後、零細な漁民であります沿岸漁業を、特に今日無動力船がまだ多数あるといふような実態からながめまして、一段と努力をして沿岸漁業の振興に尽くしたいと決意を申し上げる次第でございます。

○委員長(野知浩之君) ちょっと速記をとめて(速記中止)
○委員長(野知浩之君) 速記を起して。
両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
○委員長(野知浩之君) 次に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提案理由の説明及び補足説明を聴取いたします。久保政務次官。
○政府委員(久保勲一君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明いたします。
わが国酪農は、近年、目ざましい発展を遂げてきたのでありますが、昭和三十九年ころを境に、生乳生産量の伸び率は漸次低下傾向を見せ始め、

特に昭和四十一年下期からは、その伸び率が急速に鈍化するに達しております。

一方、牛乳乳製品の需要は、きわめて旺盛でありまして、特に飲用牛乳の消費の拡大は顕著なものがあり、飲用牛乳、乳製品ともに、今後とも国民生活の高度化等に伴いまして、その需要は着実に増大するものと見込まれるのであります。

このような需給の動向に対処しまして、昭和四十一年度から施行されました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳についての生産者補給金の交付、畜産振興事業団の主要乳製品についての価格安定操作をはじめ、各種の酪農振興施策を講じてきたのであります。これらの施策の効果は、いまだ十分あらわれず、四十一年度の年間を通じて、牛乳乳製品の需給の逼迫傾向が持続し、畜産振興事業団の乳製品の輸入はこれまでにならぬ量にのぼり、その輸入売り渡しにより生じた売差益も、本制度創設当時には予想しなかつたほどの額に達するに至つたのであります。

最近における生乳生産の動向がそのまま推移する場合、わが国農業の基幹たるべき酪農は停滞の度合いを強め、今後ますます国民食生活において重要な地位を占めてまいります。牛乳乳製品の安定的供給にも支障を来すおそれさへありますので、政府としましては、この際、各般にわたる酪農振興施策の積極的展開をはかり、かかる事態に対処しなければならぬと考へて、今後畜産導入事業の飛躍的拡大、草地改良事業の拡充、加工原料乳生産者補給金制度の推進等の措置を講ずることとしております。さらに、これらを補完し、生乳生産の停滞に対処し酪農の発展を軌道に乗せるための措置として、畜産振興事業団の乳製品の輸入売り渡しに伴つて生じます売差益を、酪農振興対策に積極的に活用することとし、このたび加工原料乳生産者補給金暫定措置法につき所要の改正を加へることとした次第であります。

畜産振興事業団は、それぞれの業務にかかわる

経理を業務の性格に応じ区分して経理処理することとなり、加工原料乳生産者補給金の交付業務と乳製品の輸入売り渡し業務とは補給金等勘定という一つの勘定において経理処理することとなり、現行法においては、乳製品の輸入売り渡しに伴つて生じます売差益を助成業務等の他業務へ活用することはできないこととなつてゐるのであります。

今回の改正法案におきましては、この点を改め、補給金等勘定において剰余を生じた場合は、その一部を畜産振興のための助成業務を経理処理しております助成勘定に繰り入れる道を開き、その繰り入れられた資金を、酪農振興に必要な助成のための財源として活用することとしてゐるのであります。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(野知浩之君) 岡田君。

○政府委員(岡田覚夫君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案提案理由の補足説明を申し上げます。

この法律案を提出する理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

まず、改正法案の主要点は、畜産振興事業団の補給金等勘定において剰余を生じた場合は、その一部を酪農の振興等に資するための事業についての助成の業務に必要な経費の財源に充てるため、助成勘定に繰り入れる道を開くこととしてゐる点であります。繰り入れにあたりましては、農林大臣の承認を受けて、補給金等勘定の決算上生じた剰余の額に政令で定める割合を乗じて得た額をこえない額を助成勘定に繰り入れることができることとしております。なお、この場合の政令で定める割合としては、現在のところ、八割と定めることを予定してあります。

次に、畜産振興事業団の助成勘定におきましては、国内産生乳による学校給食に対する助成と畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成とを行つておりますが、今回の法律改正により繰り入れられる資金については、指定助成対象事業に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならぬ旨規定してゐるのであります。なお、この場合の指定助成対象事業につきましては、農林省令で定めることとなっておりますが、その具体的内容につきましては、生乳生産の回復をはかるため当面緊急と目されます有効適切な事業を定めることを趣旨として検討しております。

最後に、附則におきましては、昭和四十一年度に生じた乳製品の輸入差益の取り扱いについて規定してあります。

すなわち、この改正法案は、公布の日から施行することを予定してゐるのでありますが、畜産振興事業団の昭和四十一年事業年度は去る三月三十一日に終了し、五月三十一日までに決算を完結しております。昭和四十一年度の補給金等勘定の剰余金はすでに積み立て金として整理されておりますので、附則をもって、すでに積み立てられた積み立て金を、その額に政令で定める割合を乗じて得た額まで減額し、その剰余を助成勘定に繰り入れ、本則の規定により繰り入れる資金と同様の取り扱いをすることとしてゐるのであります。なお、この場合の政令で定める割合としては、二割と定める予定でありまして、昭和四十一年度の決算においては、約四十二億円が補給金等勘定の積み立て金となつておりますから、約三十四億円が助成勘定に繰り入れられることとなります。

以上をもちまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明といたします。

○委員長(野知浩之君) それでは、本案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○高橋雄之助君 ただいま提案理由の説明があつたわけですが、この改正については賛意

を表するものでございますけれども、将来のこと等についていろいろ重要な点もございまして、若干御質問を申し上げたいと思つてござい

ます。

昭和四十一年度の予算編成のうちに、農林省からいろいろ説明があつたわけですが、乳製品の輸入の差益金についておおむね三億ないし五億の差益金が出るだろう、したがって、この補給金の予算については、四十億四角余りを見れば、その差益金を入れても四十五億というふうになるので、その予算を見れば当面おおむね支障がないだろう、こういうふうな説明がございました。私もさういふ農林省と折衝を重ねたことがあるわけですが、いろいろな理由もあるようでござい

ますが、しかもその十倍に相当する差益金が出たというところでございまして、三月ごろからわずか四月月ないし五カ月の間に十倍にも相当する差益金が出たというそのおもしろい理由はどこにあったのでございましょうか、その点をお伺いいたしたい。

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、国民生活の向上に伴ひまして、牛乳、乳製品の需要といふものが著しく増大をいたしておるわけでござい

になつたわけでございます。

○高橋雄之助君 いま、急速に伸び率が停滯鈍化してきたところでございますが、農林省は、すでに、畜産振興の關係については、農業基本法に基づいて、いわゆる将来の展望ということである見通しの關係について策定しておるものも実はあるわけでございます。しかもまた、こういうような画期的な制度が設けられて、いよいよ原料乳に対してはそういう補給金が交付される、こういうようなときにあたつて、急に鈍化してきたというところは、われわれもその点が非常に重要な問題でないかと思つたわけでございます。法律をつくるにあつても、国といたしまして、また、国会といたしまして、非常に論議いたしましてこういう画期的な法律がつくられたわけでございまして、そういう中で特にこれが八月以来鈍化してきた。ただ、需要が伸びた、生産が減つたということばかりでなくて、その内容について特別にお考へになっておると思つたが、その点をもう一度お伺ひたいと思つた。

○政府委員(岡田寛夫君) 三十九年以來の酪農の狀態を考へてみますと、それまでは酪農の乳牛飼育農家というものはふえてまいつたわけでございます。それにつれて乳牛の頭数もふえておりまして、酪農というものは概念的な拡大をいたしておつたわけでございますが、三十九年ごろを境といたしまして酪農の農家戸数が減少いたしましたという事情が生じたわけでございます。一方で、頭数につきましては、依然として増加を続けておりまして、いわゆる多頭化飼育農家というのが増加をいたしてまいつたのでございます。しかし、少数飼育農家の減少の割合には必ずしも多頭飼育農家の増加というものが増大をしないというふうな關係もございまして、乳牛頭数の伸びというものはやや減少の傾向をたどつてまいつたわけでございます。

これに伴ひまして、生乳の生産というものも、伸び率が減少ないし停滯をしてまいつたわけでございますが、四十年まではしかしそれにしまして

も生乳の生産は八〇程度の伸びを示しておつたわけでございます。四十一年に入りまして、当初は七、八〇程度の生産の伸びを示しておつたわけでございますけれども、八月から急速に減少いたすということになつたわけでございますが、この理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、一つは、多頭飼育農家の増大に対して少数飼育農家の減少のほうが多かつたということが一つでございます。それからもう一つは、国内の牛肉の資源が減少いたしましたために、牛肉の価格が騰貴いたしましたして、そのために乳牛を肉資源として屠殺するというふうな傾向が出てまいつたわけでございます。そういうふうな二つの理由から乳牛の頭数の伸びが停滯をし、したがひまして、また、牛乳の生産の伸びが停滯したというふうに考へておるわけでございます。

○高橋雄之助君 いま、そういうような鈍化した理由について、二、三をあげてお話があつたわけでございますが、私は、もちろん多頭化飼育の方向に進んでおりますことはお説のとおりでございますが、また、少数飼育の農家が減少したということも大きな原因でございますが、さらに、三点としてあげられました、牛肉の価格が高騰して牛肉の資源が払底してきた、かなりの輸入もしておりますけれども、それではとても消費に及ばないというようなことの結果が大きな原因ではないか、かように考へるわけでございます。

そのことは、多頭化飼育にいたしまして、少数飼育にいたしまして、酪農を経営するということが、農地をはじめとし、いわゆる施設、それに牛、こういうことから申しまして、少くも大資本が実はかかるわけでございます。したがつて、そういう理想経営を行なうためには、相当の借入れ金をはねなければ行ない得ないというものが現状だと、かように考へるわけでございまして、そういうような将来に目的を持ちながら酪農経営を進めておりますが、この借金のためになかなか容易でない苦惱を酪農家の方々が悩んでおるようなわけでございまして、したがつて、牛肉

が非常に高くなつた、まあ一頭売れば普通の牛でも二十万以上、あるいは肉牛にしても三十万以上の価格で売れる、こういうような状態になりますれば、やはり借金の重圧に悩んでおります農家でございまして、勢ひ牛を手放して少しでも借金を済ませようというふうな気持ちになるのは当然でございます。そういう点から相当の牛を手放した、こういうことに一番大きな原因があるのではないかと。

さらにまた、今日、酪農経営は、まあいまから十年ほど前からは、五頭か六頭あれば大体ペイするんだということに進んでまいりましたが、今日の経済事情、さらにまた、飼料の高騰その他のいろいろな高騰によりまして、なかなか五頭や六頭の牛では酪農が安定した経営にならないというふうな事柄から、少数の飼育者はやめざるを得ないというふうなことになることも事実だと思つた次第でございます。

私は、非常に残念に思つたのは、国が相当今後の酪農を成長財として大にこれを進めていくという態度を持ちながら進めていくわけでございまして、一面にそういうような将来まだ相当使える牛が肉に淘汰されていくという問題でございまして、牛は、申し上げるまでもなく、乳をしぼるまでの間の期間というものは、十八カ月以上にならなければ受胎させることができないわけでございまして、体内に約三百日いるわけでございまして、二十八カ月余りになりませんと乳をしぼるような状態にならないわけでございまして、ところが、肉牛が非常に高くなつたというところ、そういうような貴重な牛がどんどん肉に落とされていくということに大きな問題があるように思つたわけでございまして、この点は私は非常に残念に思つておるわけでございまして、しかしながら、いまの経済事情、また、日本の制度の中で、これを禁止して、あくまでもその牛の寿命を伸ばすというふうなことは、なかなか容易でないと思つたわけでございまして、しかしながら、これは、受胎不可能の牛とか、あるいは特別障害のある牛、老齢

の牛、こういう牛は淘汰することはよろしいわけでございまして、何と申しまして、相当使える牛を肉に落とすということはこれは非常に問題があるわけでございまして、こういう点については農林省は何かのこれに対する防止対策をお考へになつておるか、その点、お考へがあらますれば、お伺ひたいと思つた。

○政府委員(岡田寛夫君) 乳牛が肉資源として屠殺されますということにつきましては、一方で肉牛と乳牛との相対的な價格關係が必ずしも乳牛にとって有利でないという条件があることが一つでございます。で、肉牛が高いということは、一つは、需要に対して供給が必ずしも十分でないというふうな事情があるわけでございます。したがひまして、一方で肉牛の増産ということにいたしまして、予算その他の措置をもちましてこの生産振興のために努力をいたしておるわけでございまして、一方、乳牛につきましては、御承知のように、昨年から不足払い制度が始まりまして、その不足払い制度の効果が逐次出てまいるといふうに期待しておるわけでございまして、價格條件の不利につきましても補正をいたしまして、乳牛が増大する、酪農農家が安定するというようなことをはかつてまいつておるわけでございまして、今後これらの点につきましても十分意を用いてまいりたいというふうに考へておるわけでござい

す。○高橋雄之助君 まあこれは単にそういう点ばかりでなく、いろいろなものもろの条件が、備わつてこないこの問題の解決はなかなか容易でないと思つたわけでございまして、さらに、こういうような差益金が相当出たから、これをもって生産対策のほうに回す、こういうことは、もちろんその点はよろしいのでございまして、やはり根本的に酪農を大に進めるといふことでありますれば、もとより四十二年の予算の中にもそれぞれ見込まれておるわけでございまして、これが不十分な点がずいぶんあるわけでござい

が、単にこういう問題の前に、酪農振興のためにはさらにその対策を強化することをお考え願わなければならない、かように実は考えるわけでございます。

特に、また、昨年の例もさることながら、今年の予算編成にあたりまして、当初、補給金の関係は一般予算については十五億と、こういうことでございましたが、最後に二十億ということであつた二十億は、こういう差益金が相当出るから、その点でその資金に回していこう、こういうことでございますが、この点、この法律のできた当初においての考え方はそうではなく、あくまでもやはり国の一般予算において不足払い制度に伴う予算というものは計上するんだ、こういうことを私どもは承知しておつたわけでございますが、予算の編成に当たりますと、結局、そういう財源があればその財源依存して、昨年は三十億億であつたわけでございますけれども、本年は二十億と、こういうことになつてゐるわけでございます。酪農振興に対しては予算の面においてもそういうようなものと考え方に立つておるといふことは、私はまことに遺憾だと考えるわけでございます。

が、これはまあ昭和四十三年度においてもこういうようなことになる点が多いかと思つたわけでございますが、やはりもととの基本線においてあくまでも一般会計から補給金の予算を見ようというたてまえが正しいものかと考えるわけでございますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 政府の酪農政策は、牛乳及び乳製品の国内自給を自途とする酪農近代化基本方針に基づくものでありまして、この酪農政策の一環として講ぜられております不足払い制度は、本来、乳製品の輸入差益に大きく依存することを期待するものではないわけでございます。換言いたしますならば、不足払い制度の財源としては輸入差益は補完的なものとして考えられてゐるわけでございます。ただ、現実の需給関係から輸入が必要となりまして輸入に差益が生じた場合には、これをいかに使用するかが問題となるわけ

でございますが、現行法のままでは不足払いにのみ充当するということになつてゐるわけでございます。しかし、最近の乳製品の需給事情から見まして、輸入差益金を不足払いにのみ充当することは妥当でないという考えから、これを酪農振興対策にも活用し得る道を開くために、今回法律改正の提案をいたしました次第であります。したがひまして、現下の情勢にかながみまして、酪農振興対策に必要な財源を確保し得るよう十分配慮してまいりたいというふうに考えてゐるわけでございます。

○高橋雄之助君 私、なぜそういうことを特に申し上げるかと言いますれば、今度のこの問題は、こういう一つの制度によつて差益金の使途等についても法改正によつて行なわれるわけですからよろしうございしますが、たとえば農産物全体についても、自由化に伴ひましていろいろ保護対策を強力に進めながら農産物の価格を維持し生産の増強をはかるというように、たとえば大豆あるいは麦その他においてもそうでございますが、当初の法律をつくり、改正する場合においては、そのことを非常に力説するわけでございます。ところが、いよいよそれが実施の段階に入つてまいりますと、その当初の目的が全く顧みられないような状態になりつゝあるのが今日の特長でございます。これも、そういう法律の改正あるいはまた法律を制定する場合においては、将来の農産物生産の上に大きく裨益するために、あるいはまた、貿易自由化になつた場合においても必ず保護されるんだというように、その中で行なわれておるものが、すべてそれが全くそのとおりに実施されてないというところには私は非常に不安を感じ、現実とその点については非常に不満を持っておりますのでございます。この問題等についてても、いまお話をありましたとおり、本質的には一般会計で見ると、しかしながら、乳製品の不足から相当の輸入差益が出たのだから、それを有効に使うために生産対策に使う、このことについてはけっこうなことでございますが、しまいに

れが出たからもう一般会計からこの中に入れる必要はないんだということを、大蔵省は常にそういうことを強く言われるわけでございます。その場合に、農林省が大蔵省の強い意見に従ひまして、ついに法律の本質を失つて、そういう差益金によつて生産対策をする。これは日本の酪農を振興する大きな基本的な面から考えてみても大きな誤りでありまして、そういう点については、あくまでもこの法律の精神に基づいて大蔵当局とも常に折衝して、そういう差益が出た場合には、いま申し上げたような、また、この法律の改正の精神に基づいて、その辺に大きくこれが適切なしきも有効な形の中で使われていて、酪農がほんとうに前進して、安心した経営ができると、こういうことにならなければならないので、特にそのことを申し上げるわけでございますが、昭和四十三年にもこういうことが起きてくるわけでございますが、そのときにおけるところの農林省の態度、このことをもう一度お聞き願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいま申し上げましたような基本的な態度で今後も進んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋雄之助君 いま、肉資源の関係についてお話もあつたわけでございますし、私も申し上げたわけでございますが、豚肉あるいは鶏卵等については非常に生産が上がり、さらにまた、政府の手持ちが非常に多くなつて、その処置に困難を来しておるというところでございますが、国民の食生活の中における肉をとる場合においては、何と申しましても、牛肉ということが大きく要求されておるのでございます。したがひまして、酪農をさらに伸ばして、計画どおり将来の見通しによつて進めていくということになれば、こういう大きな問題の処理をしながら牛の頭数をふやしていく、こういうことにはならなければならないと思つたわけでございます。これについては、今年の予算の中にも、それぞれ肉牛の飼育についての特別の処理等についてもあらわれておるわけでございますが、そのことだけでなく、現に乳牛の生産の中に、一

年間において牝牛が生産の半数以上を占めておるのでございます。外国から、資源の足りないために、輸入をしてきて、それをふやすなり、また、直ちに肉に使用するなりということをはかつてみても、なかなか需要に追いつかない現況であるわけでございます。したがつて国内における乳牛の生産の中に占める牝牛、これが半数以上もあるわけでございますので、これを活用して肉資源に充てるということが最もこの資源を確保するためにも手近な問題でないか、かように考えるわけでございます。ただ、酪農家に対してそのことをすすめてみても、牝牛を飼育して肉に育てて売却するというところについては、六カ月なりあるいは八カ月の間、どうしても脱脂乳その他の飼料を与えなければなかなか育たないのでございまして、その点でやはり経済的にペイしないということ、生後直ちに肉を処分してしまふ、こういうことでございまして、これをできるだけ活用して、酪農家にもそれを飼育させる。いろいろな方法によつて飼育するわけでございますが、具体的にそういう点を行政指導あるいはまたいろいろ必要にこたえて進めていく。その場合における、脱脂乳を与える時期における特別な一つの助成措置、こういうものをしますれば、かなり肉資源を確保できるわけでございますので、そういう中においてやはり肉資源の自給度を高めていく、そして将来ある乳牛を肉に落とさないということとを積極的に進めていくことが肝要ではないか、かように考えるわけでございますが、農林省では、この点についてお考えになつてゐるかもしれませんが、何か具体的な方法をお考えになつてゐるかどうか、この点をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) お話のように、今後牛肉に対する需要が増大したわけでございますが、これに對しまして、国内の肉牛の生産のみをもつてはこれに十分対応し得ないだらうというふうな見通しがあるわけでございます。したがひまして、国内でこの不足分について牛肉を供

給するためには、どうしても乳牛の牝牝に依存せざるを得ないというふうな考えでおるわけでございます。御承知のように、従来、乳牛の牝牝だと、生まれまると直ちに屠殺されてハム等の加工原料として使われておったわけでございますが、肉牛資源が減少いたしましたことに伴ひまして、牝牝の育成の価値が認められてまいりました。最近牝牝の育成が盛んに行なわれるようになってまいりつつあるわけでございます。牝牝の育成といたしましては、一つは三月月くらい育成をいたしましてこれを屠殺するという一つの形態がございますが、十二月月ないしは十八月月くらい育成をいたしまして、四百五十キロくらいの体重にいたしましてこれを屠殺して肉として使うというふうな形があるわけでございます。そこで、私たちといたしましては、先ほど申し上げましたように、牝牝の占める地位がだんだん大きくなつてまいるといふふうに考えますので、牝牝の育成につきましては積極的に振興をはかつていくといふふうな考え方をいたしておりまして、このために現に競馬益金等を使用いたしましてこれが振興のための助成をいたしておりますし、今後ともさらに積極的に助成をいたしていきたいといふふうに考えておる次第でございます。

○高橋雄之助君 その点については、いまお説があったわけでございまして、一そうこの点に重点を置いて対策を進めていただきたい、かように考えるわけでございますし、また、差益金の中においても、十分この点に対するところの資金の使用等についてもお考えを願いたいと特にお願いを申し上げておく次第でございます。

さらに、先ほど申し上げましたが、今日の酪農家の経営については、ばく大な資金を要し、その大半が借り入れ金によつて資金をまかなつておるといふこととございしますが、その借り入れ金も、現状では、最も低利の長期のものではないのであります。酪農家が、真に酪農を安定し、所得を向上していくことになりますれば、土地条件から始まつていろいろな施設等も必要とする

わけでございしますので、今日いろいろ借り入れ金でまかなつてやつておりますが、非常に苦しい状態にあるわけでございします。この点に対して、いわゆる資金に対する金利の助成、こういう点を特に考へていただきたい。これは一つの制度の中で借り入れ金を行なつておるわけでございしますが、その金利ではなかなか容易でない現況にあるわけでございしますので、きのうも実は北海道開発審議会の中で北大の矢島先生がいろいろ発言しておりました。その中で、今日の農業を営む場合においては、金利コストというものは三分以上ではとうていやっていけない、金利コストというものは、これからの農業については少なくとも三分以下でなければ経営は十分軌道に乗らないんだということをはつきり言つておられました。私も金くそのとおりだと、こう思うわけでございします。今日、三分の金利というのは、現状ではないような状態でございします。三分五厘以上のものはございしますけれども、そういうことでございしますから、この場合、この資金を活用し、そういう点にもてこ入れをして経営が軌道に乗るようによつてやる必要があるのじゃないか、かように考えているわけでございしますが、この点についてもお考えになつておるかとも思いますが、この点をどういふふうにお考えになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) 酪農が非常に投資を要するといふことは、先生のお話のとおりでございまして、したがうして、酪農に対する資金の融通といふことにつきましては、特段の配慮を払ふ必要があるといふふうな考えでおります。現に、近代化資金あるいは酪農経営拡大資金等に特に配慮をいたしておるわけでございしますけれども、最近の酪農事情にかんがみまして、今回の差益金を使用いたします場合には、そのような点につきましては特に配慮をいたしたいといふふうに考えておるわけでございします。

○高橋雄之助君 さらに、酪農を進める場合においては、何といつてもえさの問題でございします

し、まず第一条件としてより以上りっぱな草をつくるということが、これはもうだれしも認めておる大きな要素でございします。したがつて草地造成等についても、大規模の草地造成、あるいはまた、それぞれ県営とかあるいは公団営の草地造成が行なわれておるわけでございしますが、かなり従来よりも前進した形で草の育成に非常な力を入れておることは、私も承知しておるわけでございします。しかしながら、まだまだその点が不十分な関係から、外国から相当の多くの飼料を入れてこなければならぬ。牛のほうは比較的少ないようございしますが、他の鶏とかあるいは豚とか、そういう家畜については、ばく大な飼料を外国から購入しておるというところに大きな問題があるわけである。今日の畜産事情ではないが、こういうふう

に考えるわけでございします。大規模の草地造成等についても進めておりますが、大規模の草地造成は共同育成といふことに活用されておるわけでございまして、草地を造成してはなかなかその地帯全体の草地として活用はできない。その村なり一部の者しか活用でき得ない現況にあるわけである。今後とも草地の造成については一そうの国の施策を強力に推し進めてもらうことにわれわれも強く要望してまいらなければならぬと思ひますが、それより先に、やはりお互いに府県の場合はなかなかそういう用地を持つていないかもしれないが、生産基地といわれる北海道等においては、百万ヘクタールの草地可能地といふものが実はあるわけでございまして、今後とも相当の草地を造成していかなければならぬ場所、そして生産地の大いに実をあげていかなければならぬと思つてございします。しかしそれはそれとして、個々の農家が一町なり一町五反なりの草地になり得る土地を持つておるのでございします。やはり、自分の手近なところにおいて草地を造成し、草をより以上、生産するといふことが、酪農に結びつく大きな要素であると思ひます。ですから、大きな草地の造成については

いま申しましたとおりでございしますけれども、ここにおいて多少十ヘクタールでも十五ヘクタールでもそれを草地として大いに草の生産を上げるといふようなことに對しては、いろいろな機械を入れて伐根し、あるいはまた、いろいろな改良をして草をより以上、生産するわけでございしますから、やはり相当な資金を必要とするのでございします。なかなかそういうことを考えながらも草地をつくり得ないという悩みを持つておるわけでございします。そういう点についても、この場合、こういう資金をもつてこれらが完全に草地ができるような助成措置をお考え願ひたい、かように考えるわけでございしますが、この点はどういふふうにお考えになりますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) 差益の使用の問題でのお話でございしますので、とりまこめて差益の使い方についての考え方を申し上げたいと思ひます。申し上げるまでもなく、差益といふのは臨時なものでございまして、本来、差益が出ないことが最も望ましいわけであります。したがうして、われわれといたしましてはそういうふうな差益が出ないような酪農の発展をはかる必要があると思つておるわけであります。たまたま現在差益が発生をいたしておりますが、現在の情勢から見ますと、こししばらくは差益が発生するだらうといふふうに考えているわけであります。

そこで、差益につきましては、将来差益が発生しないような形のものにするための酪農振興のために使用したいといふふうに考えているわけであります。その性質上、臨時的なものでございします。恒久的な目的のためにこれを使用するといふことは必ずしも妥当ではございませんので、継続的な事業でないものに使用したいといふ考え方をとつております。

それから第二の点としては、これはあくまでも助成でございしますので、助成の一般的な原則に従ひまして、個人施設とか、少額補助とか、あるいは運転資金といふものに使うのは必ずしも適当ではないといふふうに考えているわけであります。

第三の点といたしましては、一般会計の補助と競争するものについて使用するということ、一般会計との間に混乱が生じますので、そこでは仕分けをいたしまして、一般会計から補助のないものに使用をいたしたいというふうに考えているわけでありまして、使用のいたし方といたしましては、一応ワクを都道府県に配分いたしまして、そのワクの範囲内で、融資事業に対する補助とあるとか、あるいは一定の事業に対する補助というように、それぞれ県におきまして急速に酪農振興をさせますために最も必要なものにつきましてのメニューの提示を受けまして、その提示されたメニューを検討いたしまして、適当なものについて使用を認めるということにいたしたいというふうに考えているわけでございます。

そこでそれぞれの都道府県においてほんとうに必要なものを使うというふうなたてまえにいたしますことから、中央におきましてこれの事業をやるべきであるというふうな指定はいたさないつもりでいるわけでございますが、従来の各都道府県からの要請を参酌して考えてみますと、先ほど先生からのお話ございましたように、たとえは低利の融資というふうなものの要請がございまして、したがって、考えられるものとしてあげれば、三分五厘——三分程度の酪農を振興するための施設に必要な資金を系統から借りた場合に、それに対して利子補給をするというふうなことが考えられます。また、ただいまお話がございましたように、国が助成の対象にいたしてございませぬ小規模の草地改良というものが一定の規模で市町村内でまとまって共同で行なわれるという場合には、これを助成の対象にしたいのじゃないだろうかというふうなことは考えている次第でございます。

○高橋雄之助君 いま、差益金の使い方についての考え方等についてお話があったのでございますが、いまお話しになったように、都道府県のほうからぜひともこういうふうなことにしては個人という問題は、いまお話がありましたから、

これは別でございます。こういうようなことを行ないますれば酪農振興のために益するものである、ぜひともこれは有効であり、この地帯には適切な方策であるということについては、農林省はいろいろな考えもあるけれども、その都道府県の強い要請であり、また、それが適格であるということになれば、それに対しては都道府県にそれを交付し、その使い方についてはそういう方途でやってよろしい、こういうことのようにお話があったようでございますが、そういうことでございいますか。

○政府委員(岡田覚夫君) ただいま申し上げましたように、都道府県別にワクを配分いたしまして、そのワクの範囲内で各都道府県で必要なもののメニューの提示を受けまして、その提示されたメニューにつきまして、先ほどの原則に当てはまらないと申ししますか、先ほど申し上げました条件は要するにネガティブな条件でございますので、ネガティブな条件に該当しないものにつきましては、できる限り地方の考え方をいれまして助成をいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、ただ、資金の配分につきましては、各都道府県の指定生産者団体に配分をいたしまして、指定生産者団体を中心にいたしまして、都道府県なりその他の学識経験者なりの協議のもとに、合理的に使用されるというふうなことが行なわれますことを期待をいたしておるわけでございます。

○高橋雄之助君 指定生産者団体に交付すること、これは当然のことと思いますが、その使い方についていまちょっとお話がありました、都道府県とそういう団体と学識経験者とか何かそういう一つの協議会があるのは審議会か、そういうものをつくりまして、そこで適確にこの使い方間違いないのように進める、こういう何か仕組みでございますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 一応交付は指定生産者団体を対象にして行ないますというふうな考えはおるわけでございますが、それが使用されるにあ

たりましては、指定生産者団体の中にそういうふうな審議会と申しますか、協議会と申しますか、委員会のようなものをつくっていただくまして、広く周知を集めて、ほんとうの合理的なものに使用されるようなことになりまして、これを考えておるわけでございます。

○高橋雄之助君 先ほどお話がありましたところ、この法律は暫定措置法でございますから、永久なものではないことは当然なことでございます。また、差益金も、必ずしも毎年毎年四十億ないし五十億というものがあるかどうかということ、これはまた予測されないものでございまして、これがまた予測されないものでございまして、そのためには、一日も早く国内の酪農が振興されて、いわゆる自給度を高めて、乳製品の輸入ということはもうごく少量で済むというふうな体制をつくることを望ましいこととございまして、そういうことを一日も早く実現するために、こういう点からも金を出そうという目的でございまして、それから、それはそれで当然のことであるうと思ひます。ただ、これは、いまのような状態で、もう少し積極的に、単にこの金ばかりでなく、一般予算の中でもより以上の手厚い方法を考えていく。そういう両方の面から進めていってこそ、はじめてそういうような状態になるわけでございますが、私は、今日の場合、なかなかこれだけの問題ではそういう状態にならない、こう思ひます。

したがって、まあこれは三月でもって四十一年度のこの差益金の締め切りができて、決算の結果、四十二億何がしというものになったと思ひますが、今日もうすでに七月も十日日になったわけでございますが、四、五、六の輸入の状況はおおむねどんな状態でございますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 四十二年度におきます輸入乳製品の買入れは、バターにつきましては四十四億四千八百トンでございますが、その売り渡し量は八百二十トンでございます。脱脂粉乳につきましては、買入れは一万四千三百トンでございますが、売り渡したものは八千三百七十八トンでございます。それから全粉乳については、買

入れましたものは千五百十トンでございますが、これに対して売り渡したものは千三百六十八トンでございます。ホエイパウダーにつきましては、買入れましたものは千九百七トンでございますが、売り渡しをいたしたものが千三百六十七トンということになっておるわけでございます。

○高橋雄之助君 そうしますと、昨年の同時点における輸入との関係は、どういふような経過になっておりますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 御承知のように、昨年は、年度の初めにおきましては生乳の生産はかなり多かったわけでございます。したがって、輸入量というものはきわめてわずかでございまして、ございまして、八月以降生乳の生産が停滞をいたしましたことに伴ひまして、急激に輸入が増大をしておるわけでございます。したがって、昨年同期と比較という点から言いますと、本年度はかなり多くなつておるわけでございますが、全体といたしまして、本年度の考え方といたしましては、御承知のように、安定指標価格というのがございますので、安定指標価格水準に乳製品の国内価格を安定することを目標といたしまして輸入をいたし、また、売り渡しをいたすというふうな考えでおるわけでございます。

○高橋雄之助君 いま昨年は、八月以降の輸入が非常に伸びていったというところでございまして、昨年は、繰上り数にして二十四万九千トンで、約二十五万トンですか、と私は聞いておるわけでございますが、その差益金の問題は、いまお話ししたとおり、必ずしも、それと同じような額にならないと思ひますけれども、おおむね、今年の予測見通し、こういうものも、やはりそれをこえるというふうな状況でなからうかと思ひますが、どういふことでございいますか。

○政府委員(岡田覚夫君) 本年度の需給につきましては、当初、不足分が四十三万九千トン程度ではなからうかというふうな予測をいたしておたわけでございます。ただ、最近生乳の生産が当初予想しておりましたものよりも若干伸びつつある

というふ事態もございますので、当初予想いたしました四十三万九千トンであるかどうか、その点につきましては問題があるというふうに思っておりますけれども、当初予想いたしましたものは四十三万九千トンということでございます。

○高橋雄之助君 先ほどからいろいろお話があったわけですが、私どもは、やはり国内の自給度をより以上高めようということが大きな眼目でなければならぬと思うわけでございまして、昨年のトン数に比べてもまたさらに今年度は多少のびるというような状況では、これはあまりかんばしいことではないことでありまして、あくまでも国内の生産を高めて、ことに今日の農業のあり方の中に大きな比重を占めておる酪農でござい

ますので何と申しまして、酪農振興については、単に差益金の問題でなく、全体の国の予算の中で農林大臣の所信表明の中にもありますし、また、お互いがその点については非常な関心を持っておるわけでございまして、今年も七月までの間にはそれぞれ来年度の予算についてのいろいろな概算要求のための作業が始められるわけでござい

まして、八月末にはおそろく例年のように概算要求をするというようなことになると存じておるわけでございまして、そういう点についても、思い切つて一つの処置をするということの基本にしていろいろな作業に入つていただきたい。そうして、一日も早く日本の酪農がほんとうに軌道に乗り、酪農民が経営の軌道に乗って安定した経営ができるような姿にしてみたい。さらにまた、国民の食生活の面から申しましても、今日、畜産面の食生活というのが旺盛になつてきておるわけでございまして、その点と相あわせて十分お考えを願いたい。単にこういう差益が出たからそれで事足りるとすのものの考え方ではこれは大いにあやまちでございますので、これはこれとして大いに有効適切に活用していく、さらに国の一般予算の中でもより以上高めていく体制を整える、こういうことに特段のお骨折りをいただきたい、かようにお願いを申し上げるわけでございます。

時間が来ておりますので、いろいろこまかいことがありますけれども、以上をもって私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(岡田覚夫君) お話のように、差益は臨時的なものでございまして、したがって、臨時必要な目的をもちまして使用したいというふうに考えておるわけでございまして、基本的には一般会計の予算において酪農振興を進めていくべきものだといふふうに考えておりますので、そういう趣旨に基づきまして今後ともできるだけ努力をいたしてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○委員長(野知浩之君) 本案についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会